

接続料の算定等に関する研究会

第六次報告書

骨子（案）

目次

第1章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備	1
(1) 検討の経緯	1
(2) 主な意見	2
(3) 考え方	12
第2章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証 16	
1. 検証の経緯	16
2. 検証の結果	18
3. 主な意見	19
4. 考え方	20
第3章 接続料等と利用者料金の関係の検証	21
1. 検討の経緯	21
2. 携帯電話料金と接続料等の関係の検証	23
(1) 検討事項	23
(2) 主な意見	26
(3) 考え方	34
3. 接続料と利用者料金の関係の検証（固定通信分野）	39
(1) 検討事項	39
(2) 主な意見	40
(3) 考え方	43
第4章 モバイル接続料の適正性向上	46
(1) 検討の経緯	46
(2) 主な意見	46
(3) 考え方	46
第5章 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放	47
(1) 検討の経緯	47
(2) 主な意見	47
(3) 考え方	47
第6章 NGNの関門系ルータ交換機能に係る諸課題の検討	48
1. 検討の経緯	48
2. GWRの利用中止費の算定方法について	51
(1) 第五次報告書以降の経過及び主な意見	51
(2) 考え方	54
3. 網終端装置の増設基準について	55
(1) 第五次報告書以降の経過及び主な意見	55
(2) 考え方	59

第7章 加入光ファイバ等の提供遅延	62
1. 検討の経緯.....	62
2. 主な意見	64
3. 考え方	69

1 第1章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備

2 (1) 検討の経緯

3 卸電気通信役務については、電気通信事業者の創意工夫により高度かつ多様な
4 電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で第
5 一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備(以下「指定設備」という。)を
6 用いた卸電気通信役務(以下「指定卸役務」という。)について、例えば光サービス卸¹
7 やモバイル音声卸²など広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの電気
8 通信事業者にも用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくな
9 ってきているにもかかわらず、長期にわたり指定卸役務の料金が高止まりしていると指
10 摘がされていた。

11 このため、総務省において、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガ
12 イドライン」(令和2年9月)(以下「卸検証ガイドライン」という。)を整備し、検証作業が
13 実施されてきている。それらの検証の後、光サービス卸やモバイル音声卸の料金の低
14 廉化が一定程度進んだところであるが、卸電気通信役務の柔軟性を確保するため相
15 対契約を基本とするという現行の制度趣旨を踏まえれば、本来は、本研究会を含む有
16 識者会合や総務省によるチェックや議論を待つことなく、事業者間協議における価格
17 交渉等により、指定卸役務の料金の低廉化等が実現されるような環境が整備されるこ
18 とが望ましい³。

19 こうした指定卸役務の料金等を巡る状況については、「競争ルールの検証に関する
20 報告書2021」(令和3年9月)において、携帯電話の音声通話料金(特に従量制料金)
21 について「これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含めて、別途専門的な
22 検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要」との提言があり、また、本研
23 究会第五次報告書においても「光サービス卸やモバイル音声卸など公正競争上の影
24 響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先
25 事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法(昭和59年法律第86
26 号)の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当」と提言したところである。

27 こうした提言を踏まえ、適正な卸協議が行われるような環境の整備に向けた検討を
28 実施するため、指定設備を設置する電気通信事業者(以下「指定設備設置事業者」と

¹ 家庭向け光ファイバサービス(FTTHアクセスサービス)を提供する事業者向けに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がFTTHアクセスサービスを提供する卸サービス

² MVNO向けにMNOが提供する音声サービス(令和4年6月時点では株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の3社が提供)

³ 光サービス卸については、卸検証ガイドライン策定に関する議論を開始する前に2度の自主的な卸料金の値下げがNTT東日本・西日本によって行われているものの、総務省や有識者会議の指摘以前に、事業者間協議を通じた形では、引下げは行われてこなかった。

29 いう。)及び卸先事業者に対して、指定卸役務に係る事業者間協議の実態等につい
30 て、ヒアリングを実施した。

31

32 (2)主な意見

33 固定通信分野については指定設備設置事業者として東日本電信電話株式会社(以
34 下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)
35 (以下「NTT東日本及びNTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)、卸先事業
36 者として一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会(以下「FVNO委員会」と
37 いう。)及び一般社団法人日本インターネットサービスプロバイダー協会(以下「JAIP
38 A」という。)に対して、移動通信分野については指定設備設置事業者として株式会社
39 NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)、KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)及
40 びソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)、卸先事業者として一般社団法
41 人テレコムサービス協会MVNO委員会(以下「MVNO委員会」という。)に対してヒア
42 リングを実施し、以下のとおり、事業者及び構成員からそれぞれ意見があった。

43

44 ① 事業者からの意見

45

46 <卸協議の実態について>

47 【指定設備設置事業者】

- 48 • 一般的に契約を締結するまでは、パートナーにおける事業参入の検討・判断が
49 必要となることから4か月程度の時間がかかっているものの、通常、当社側の検
50 討・手続等により協議に時間を要するようなことはない。【NTT東日本・西日本】
- 51 • 各種改善事項に関して、当社からパートナーに提案するケースとパートナーか
52 ら当社にご提案いただくケースの双方があるところ、検討に要する時間はどちら
53 が提案主体となるかで変わるものではなく、改善事項の内容によって大きく左
54 右される。具体的には、当社若しくはパートナーにおける組織整備や人員増強、
55 システム開発が必要となる場合は期間を要する傾向がある。【NTT東日本・西
56 日本】
- 57 • 光コラボにおいては、複数のパートナーが参画する定例的な会合(例:FVNO
58 委員会)だけでなく、個社別の不定期な打合せや当社からの日常的な営業支
59 援活動等、複数のチャンネルを通じてパートナーの要望、意見、困りごと等を丁
60 寧に伺った上で、各種改善事項の検討を行っている。【NTT東日本・西日本】
- 61 • 光コラボにおいては、これまでも事業者間協議は有効に機能しており、特に課
62 題はない。【NTT東日本・西日本】

- 63 • MVNOからの要望の内容としては、「既に提供している卸メニュー」に関するもの
64 のが 95%であり、「卸メニューにない内容」に関するものは5%である。また、「卸
65 メニューにない内容」の要望のうち、卸元からの提案が9割を占める。【NTTド
66 コモ】
- 67 • 当社は、一般的なプロセスの流れをHPにて公表。料金その他のより詳細な情
68 報は、NDA締結後に別途提示。【NTTドコモ】
- 69 • 卸元からの提案の場合、当社ユーザへ新サービスを提供開始するときは、同機
70 能を提供できるよう開発等準備し、同時期提供が可能となるようMVNOへ情報
71 提供。【NTTドコモ】
- 72 • 卸先事業者からの提案は、個別要望となるため、サービス内容・実現イメージ
73 等を確認し、技術面・制度面・料金面での検討を行いながら、必要なNW・シス
74 テムの改修等を行い提供。個別要望への対応になるため、対応に要する期間
75 等も要望ごとに異なる。【NTTドコモ】
- 76 • 卸先事業者からの提案について、MVNOからの個別要望に対して、技術面・
77 制度面・料金面での検討結果をMVNOに回答。回答内容に基づき、MVNO
78 の経営判断(費用、投資、開始時期及びビジネス性)として、不成立となる場合
79 がある。【NTTドコモ】
- 80 • MVNOサービスの円滑な提供に向け、当社は今後においても、MVNOとの
81 同時期同機能提供を遵守し、引き続き、タイムリーな情報提供に努めていく。ま
82 た、卸先からの提案に関しては、相互に要望内容を具体化していきつつ、その
83 実現に向け、真摯に協議を行う考え。【NTTドコモ】
- 84 • 卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案が行われる場合で協議
85 にかかるプロセス、要する時間に特に差はない。【KDDI】
- 86 • 協議の過程において、例えば、弊社ネットワークの標準機能(弊社があらかじめ
87 用意している接続条件)では提供できず、個別開発が必要となる場合、技術検
88 討や開発・試験等に時間を要する場合もあるが、この点についても、どちらから
89 の申し出であっても対応に要する期間等に差異はなく、その対応期間は当該
90 開発等の困難さに依存。【KDDI】
- 91 • 不成立となる場合は、一般的に、卸先事業者にてあらかじめ見積もった事業計
92 画等と、卸元事業者との協議により明らかになった技術的条件、経済的条件等
93 が見合わないことが考えられる。【KDDI】
- 94 • 協議の結果として、卸先事業者の判断で計画を取り下げた場合もあるかと思
95 うが、協議が難航する事例や紛争処理に至るような事例はない。そのため、弊社
96 ではこれまでに協議が難航するような事例はなく、弊社事例において「事業者
97 間協議が有効に機能するための課題」は認識しておらず、一般的には、個々の
98 要望内容を明確化することが、協議を有効に機能させるものとする。【KDDI】

- 99 • MVNOが要望内容の明確化を検討されるに当たって、弊社においては、標準
100 プランとして公表している内容のほか、個別協議における卸先事業者との対話
101 の中で提供しており、これまでの事例においては特段の問題には至っていない
102 状況との理解。【KDDI】
- 103 • 卸役務の提供を希望する事業者に向けて、弊社のHPにおいて卸役務の基本
104 的な情報を公開。【ソフトバンク】
- 105 • 弊社においてL2接続に係るMVNO向けに新たな機能を提供する場合は、協
106 議中の事業者も含めて当該機能について情報提供を行い、適切な情報開示
107 に努めている。【ソフトバンク】
- 108 • 卸元事業者からの提案でも卸先事業者からの提案でも、標準的なプロセスに
109 違いはない。【ソフトバンク】
- 110 • 弊社で新たに機能を提供開始する場合には、開発期間(提供可能時期)・必要
111 な費用などの情報提供を行っている。【ソフトバンク】
- 112
- 113 **【卸先事業者】**
- 114 • 光コラボ参入時には、事前申込を提出した上で、「受付システム利用申請」、
115 「事業者間窓口通知書」など複数の書類を提出した後、契約締結まで約2か月
116 強程度を要した。【FVNO委員会】
- 117 • 光コラボ参入後は、卸元事業者(NTT東日本・西日本)からの提案が中心で、
118 卸元事業者から提案がなされる場合は、詳細条件が固まった状態であるため、
119 仕様や料金面での協議は難しい。卸料金が見直される場合も、協議ではなくN
120 TT東日本・西日本からの一方的な「通知」と認識。【FVNO委員会】
- 121 • また、運用等に関する定例的な協議の場は存在せず、要望への対応を依頼し
122 ても、卸元事業者から「600社を超える事業者様とそれぞれ対応することは困難」
123 との回答があった。【FVNO委員会】
- 124 • 卸先事業者からの要望については、受領連絡はあるものの継続協議には至ら
125 ず、卸先事業者からの要望は通ることが少ないと認識。【FVNO委員会】
- 126 • フレッツ光では提供されている機能の提供を要望しているものの実現しておら
127 ず、その理由に関しては、卸元事業者(NTT東日本・西日本)からの詳細提示
128 はなく、「フレッツ光」での提供に限るサービスのためという回答があったのみ。
129 **【FVNO委員会】**
- 130 • 卸先事業者からの要望をきちんとカウントする仕組みと、結果をフィードバック
131 する仕組みを構築していただきたい。また、これまで卸先事業者からの要望の
132 実現可能性が低いということは、「個社の要望」として対応されていることが推察
133 されることから、要望した卸先事業者の同意を得た上で、卸元事業者に寄せら

- 134 れた要望を卸先事業者に限り公開し、各社意見を反映する仕組みの構築も検
135 討してほしい。【FVNO委員会】
- 136 • 卸先事業者からの要望に関し、明確な理由の開示なく「提供不可」の回答にな
137 っており、要望の実現に向けて、卸料金の協議を含め議論をする場を設けてほ
138 しい。【FVNO委員会】
- 139 • NTT東日本・西日本からの説明が中心で、JAIPAから意見を出してもNTT東
140 日本・西日本側の協議メンバーに回答の権限が無く、事前にNTT東日本・西
141 日本が説明用に準備した内容以外は全て持ち帰りとなることが常態化。【JAIP
142 A】
- 143 • 総務省の研究会の場でJAIPAが過去から主張している基本的な内容について
144 も、再度説明を求められるなど、協議を進めようとする姿勢が見られず、時間を
145 双方で無駄に浪費している感が否めない。【JAIPA】
- 146 • JAIPAは団体としての協議を要望しているものの、NTT東日本・西日本は、光
147 サービス卸についてNDAを締結している事業者のみとの協議しか受け入れら
148 れない旨を主張しており、団体協議が成立しない状況。【JAIPA】
- 149 • 光サービス卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、団体協議に
150 よる検討の深化は期待できず、全て研究会における公正な検討が必要。【JAIP
151 A】
- 152 • MNOからの提案に沿って協議を進める場合は比較的スムーズである一方、M
153 VNOから個別の要望を行った場合は詳細条件提示に長期間がかかるケース
154 がある等、順調に進捗しにくい。【MVNO委員会】
- 155 • MNOから提案がなされる場合と、MVNOから提案する場合で、標準的なプロ
156 セスについては大きな違いはないものと認識。【MVNO委員会】
- 157 • MNOから提案がなされる場合は、卸提供及びその詳細条件が固まった状態
158 である一方、MVNOから提案する場合は、卸提供可否から検討することもあつ
159 てか調整・検討に時間を要するとともに、MNOからの詳細条件の提示にまでた
160 どり着かない、また合意に至らないケースが大半と思料。【MVNO委員会】
- 161 • 具体の協議に至らず、事前相談の段階でMVNOが諦めてしまう理由は、以下
162 が想定される。【MVNO委員会】
- 163 ➤ 「公平な取り扱いの観点から、一社個別の要望には応えられない」等の理
164 由で検討に立ち入る前に断られることが多い。
- 165 ➤ 継続的かつ良好なビジネス上の関係性維持の観点から強く申し入れること
166 は難しく、要望の提示に留まっている。
- 167 • MVNOからの提案が、これまでどの程度成立してきたかについては当委員会
168 で把握できないが、全てが成立してきたというのは考えづらい。なお、不成立と
169 なった理由については、以下のものが想定される。【MVNO委員会】

- 170 ➤ 「公平な取り扱いの観点から、一社個別の要望には応えられない」とMNO
171 に断られた。
- 172 ➤ MVNOからの提案内容において実装面等の具体性を欠き、MNOから仕
173 様や条件を提示いただくに至らなかった。
- 174 ➤ 「MNOのシステムに実装がなく、新たな対応となるとシステム面やセキュリ
175 ティ面から困難」とMNOに断られた。
- 176 ➤ その他、MNOにとってもメリットがあるような提案でなかったことで両者で折
177 合いがつかなかった等。
- 178 • 成立したものの、MVNOの時間的なニーズと乖離した事案としては、今春のモ
179 バイル音声卸料金の見直しが挙げられる（昨年後半辺りから、MNOよりモバイ
180 ル音声卸料金の見直し表明がなされていたが、具体的な料金提示に6か月以
181 上要するなか、その間にMNOは自社サービスにおいて廉価プランを発表し、
182 MVNOは小売料金設定に苦慮した。）。【MVNO委員会】
- 183 • 電気通信紛争処理委員会による紛争処理スキームは、事業者間の紛争解決の
184 手段として有効と認識している一方、以下の観点から、頻繁かつ安易に活用す
185 るイメージにない。【MVNO委員会】
- 186 ➤ MVNOにとってMNOは競争相手であるとともに重要なビジネスパートナ
187 ーでもあるため、継続的かつ良好な関係維持の観点から、極力、紛争処理
188 スキームの活用を避けたい。
- 189 ➤ 電気通信紛争処理委員会においては解決まで半年～1年程度要するとの
190 認識であり、特に新たな卸役務に係る案件の場合はさらに時間を要すると
191 想定されることから、解決するまでにビジネス機会を逸することを懸念。
- 192 ➤ 法規制の観点から明らかに問題があるようなものを除き、MNO側の主張が
193 あっせん案に採用される場合や、あっせん不調に陥る場合等も考えられ、
194 その場合はマイナス面もあり活用判断が難しい。
- 195 • 卸役務に係るルール整備が進むことで、まずはMNO・MVNO間の円滑な協
196 議が促進され、それでも事業者間では解決し難い場合の紛争解決のための最
197 終的な受け皿として、電気通信紛争処理委員会による紛争処理スキームが活
198 用される形が望ましい。【MVNO委員会】

199
200 <卸先事業者への事前の情報開示について>

201 【指定設備設置事業者】

- 202 • 今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、パートナーからの要望等
203 に応え、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、
204 サービスの高度化等を行うとともに、経営努力として不断のコスト効率化に努め、
205 その効果も踏まえた卸料金の値下げ等を通じ、パートナーにとって光コラボをよ

- 206 り使いやすいものにしていくことで、共に成長を図っていく考え。【NTT東日本・
207 西日本】
- 208 • 光コラボについては、情報開示の義務付け等の規制が必要な状況になく、引き
209 続き事業者間の自由な取組に委ねていただきたい。これまでもパートナーとの
210 対話を通じて光コラボ事業の運営や更なる改善に当たって必要な情報の提供
211 に努めてきた。【NTT東日本・西日本】
 - 212 • 省令に基づく対応として、全てのパートナーとの光コラボの契約内容、料金等
213 について総務省への届出を実施しており、届出内容は全てのパートナーが閲
214 覧可能。今後も、パートナーとの積極的な対話を通じ、情報開示を進める考え。
215 【NTT東日本・西日本】
 - 216 • 例示されている接続料相当額は、以下の点で開示することは不相当と考えるも
217 のの、卸料金を含む事業者間協議の進展に必要なのであれば、パートナー
218 の要望等を踏まえた上で、今後も「卸料金により回収を見込んでいる費用項目」
219 や「すべての料金プラン」を提供していく考え。【NTT東日本・西日本】
 - 220 ➤ パートナーには接続事業者も含まれるため、接続事業者との競争関係に
221 おいて、1ユーザ当たり接続料を開示することは、当社だけが競争相手に
222 サービス原価(価格の下限)を知られることとなり、競争上不利益を被ること。
 - 223 ➤ 1ユーザ当たりの接続料の開示は、当社が設備にどの程度のユーザを収
224 容し、どの程度のスループット・品質でサービスを提供しているかという当社
225 のサービス戦略、設備戦略に係る重要な経営情報の開示にほかならず、そ
226 の開示を当社にのみ強制することは競争政策として中立性を欠くこと。
 - 227 ➤ 一般的な商慣習からしても、取引先に自らのサービス原価の開示が強制さ
228 れることはあり得ないと考えられること。
 - 229 • 現状でも卸協議において積極的な情報提供を行っており、事業者間協議が有
230 効に機能していると考えため、新たな規制は不要であり、ビジネス発展に支障
231 を来すような過度な規制を課すべきではない。【NTTドコモ】
 - 232 • 卸競争の促進及び新規参入事業者の予見性確保の観点から、標準的なモバ
233 イル音声卸プランを事業者に開示する考え。また、標準的なモバイル音声卸プ
234 ランについては、NDA契約後、速やかに事業者に開示する考え。【NTTドコモ】
 - 235 • 弊社においては、今後もモバイル音声卸料金の見直しについて、引き続き市場
236 環境やMVNOの要望を踏まえて提供状況を適時適切に見直しを図っていく所
237 存。【KDDI】
 - 238 • モバイル音声卸に関しては、本課題(公平競争上影響が大きい卸役務の範囲)
239 の検討に当たって、まずは前述の取組の効果について検証を行っていただくこ
240 と、また、今後の事業者間の協議の進展を注視していただくことが適当。【KDD
241 I】

- 242 • 仮に、公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲を設定するのであれば、例え
243 ば以下のような考え方を全て満たす場合に限り、範囲設定することが適当。【K
244 DDI】
- 245 ▶ 市場影響が大きいサービスであること。
 - 246 ▶ 市場料金が値下がりに対し、適切な理由なく卸料金の値下げが確
247 認できないこと。
 - 248 ▶ 代替交渉先がない等の理由により、卸元事業者と卸先事業者間の協議が
249 有効に機能していないと事実確認が行われること。
- 250 • 現状、第五次報告書に例示されたモバイル音声卸は、指摘をいただく前の状
251 態及び今後の協議結果によっては上記考え方に該当する可能性も考えられる
252 が、それ以外のサービス、機能については該当しないものとする。【KDDI】
- 253 • 弊社では、データ通信役務において、4Gサービス、5G(SA/NSA)サービス
254 の標準プラン(標準的な料金、その他提供条件等)についても自主的に情報開
255 示(公表)を行っている。【KDDI】
- 256 • モバイル音声卸の標準的な提供料金についても、全卸元事業者が公表するこ
257 とを前提に公表を検討。今後もMVNOとの協議状況を踏まえ、適宜公表する
258 範囲を見直ししていく所存。【KDDI】
- 259 • 対象役務における情報開示(公表)の範囲は、事業者間のビジネス的な関係性
260 を踏まえた協議範囲を考慮し、協議の入り口となる標準的(標準的な料金、そ
261 の他提供条件等)な提供プランのみとする等、限定的であるべき。【KDDI】
- 262 • 公正競争上の影響を検討する上では、第一にその市場の性質の違いを考慮
263 すべきであり、特にボトルネック性を有する固定通信市場は事業者間競争が働
264 いている移動通信市場とは異なり実質的に独占市場で競争が働かないことから、
265 原則として全ての固定系の指定卸役務は公正競争上の影響が大きいものとし
266 考える。【ソフトバンク】
- 267 • 情報開示の内容について、卸は民民の協議により相対で提供条件を整理する
268 ことが基本であり、卸先事業者は競合事業者を含め採用する卸元事業者をビ
269 ジネスベースで選択するもの。【ソフトバンク】
- 270 • 提供条件等をあらかじめ競合他社が知り得るような形で広く一般に公開したり、
271 卸約款のような形で提供条件を一律化し相対条件を実質不可能とする性質の
272 ものではない。【ソフトバンク】
- 273
- 274 【卸先事業者】
- 275 • 公正競争上の影響が大きいことから、光サービス卸に加えて「ボトルネック性を
276 有する第一種指定電気通信設備を用いた卸役務」の全てを、卸役務の対象と
277 すべき。【FVNO委員会】

- 278 • 妥当性の検証及び事業運営に影響が大きいことから、以下の情報を定例的かつ適切な時期に卸先事業者に開示願いたい。【FVNO委員会】
- 279
- 280 ➤ 卸料金の内訳(接続料相当額、光サービス卸の運営に係るコスト、卸先事業者の支援に係るコスト)
- 281
- 282 ➤ 卸料金改定時の根拠
- 283 ➤ 卸料金の中長期的な金額水準
- 284 • 接続料相当額やNTTのNGN網内コスト、卸サービス提供に関わる営業、サポートコストなど、接続制度と光サービス卸の差分のコストを開示するとともに、
- 285 卸のコスト検証を行う必要がある。光ファイバ等のコストを積み上げて卸の接続
- 286 料金を出すことはそれほど難しいとは思えない。【JAIPA】
- 287
- 288 • 特に卸サービス提供に関わる営業及びサポートコストについては、対通信系パートナー向けと対非通信系パートナー向けを分けて開示すべき。また、情報の開示は、総務省及び本研究会構成員に対して行われるべき(一般に非公開でも構わない。)。【JAIPA】
- 289
- 290
- 291
- 292 • 第二種指定電気通信設備を設置する事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、
- 293 同事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、協議が進みにくく、かつ、
- 294 他社からの代替的な卸の調達が困難な、MNOと同種サービスの提供を業とするMVNOへの第二種指定電気通信設備を用いた卸役務については原則として全て対象とすべき。特に、「モバイル音声卸」に加え、今後公正競争上の影響が大きい「5G(SA方式)」に係る卸役務を対象とすることは必須。【MVNO委員会】
- 295
- 296
- 297
- 298
- 299 • 望まれる開示すべき情報、タイミング等については、下表のとおり。【MVNO委員会】
- 300

卸役務の種別	開示が必要な情報	誰に・いつ
既存の卸役務 例：モバイル音声卸	料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報 ・ 接続料相当額 ・ 回収が見込まれている費用項目	MVNOの求めに応じて速やかに開示
新規の卸役務 例：5G(SA方式)に係る卸役務	上記に加え、円滑な協議のため、協議の端緒となりうる情報 ・ MNOが実装する機能の全体像(例：3GPP等技術標準仕様の該当項目等により提示) ・ 提供開始時期 ・ 提供までの情報開示スケジュール	MVNOの求めに応じて速やかに開示 (MNOのサービス提供と同時期に、MVNOも利用者にサービスが提供できるよう、 MVNOの対応期間※を勘案した早めの開示 が望ましい)

301

302

303 <卸協議の活性化のために必要となる義務やルール>

304 【指定設備設置事業者】

- 305 • 光コラボにおいては、電気通信事業法第38条の2に基づく全てのパートナーとの契約内容の届出や第39条の2に基づく公表に加え、これまでも事業者間協議は有効に機能しており、義務やルールは必要な状況にない。なお、卸協議
- 306
- 307

- 308 に関して、電気通信事業法第 156 条において協議不調時における裁定・あっ
309 せん・仲裁に関するルールはこれまでも定められている。【NTT東日本・西日本】
- 310 • 当社は、今後もMVNOとの卸契約に関する事業者間協議について、真摯に対
311 応する考え。また、MVNOとの同機能同時期提供を前提により早期の情報提
312 供に努めるとともに、卸先からの提案に関しては、要望内容を具体化しながら実
313 現に向けた協議を進める考え。したがって、新たな義務やルールを課すことは
314 不要。【NTTドコモ】
 - 315 • 今後も、MVNOとの協議状況を踏まえ適宜公表する範囲を見直ししていく等、
316 自主的に情報開示に努めていく所存であり、まずは事業者間協議の状況や更
317 なる情報開示の自主的な取組等について注視してもらいたく、追加的な義務や
318 ルールは不要。【KDDI】
 - 319 • 第一種指定電気通信設備制度における「指定設備に係る網機能提供計画の
320 届出・公表(第 36 条)」等の義務やルールについては、複数のMNOが設備競
321 争を行っているモバイル市場においては、各MNOが網機能提供の計画を公
322 表すること自体、MNO間の公正な設備競争環境を歪める懸念があるので、同
323 等の措置を第二種指定電気通信設備制度において実施すべきではない。【K
324 DDI】
 - 325 • 現状の制度においても、接続とは別の観点から規律がなされており、基本的
326 には卸先からの協議に応じることとされていることや、これまでMVNOから協議円
327 滑化に関して具体的な改善要望も受けていないことから、現時点において追加
328 で必要となる義務やルールはない。【ソフトバンク】
- 329
- 330 【卸先事業者】
- 331 • 光サービス卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、団体協議に
332 よる検討の深化は期待できず、全て研究会における公正な検討が必要。【JAIP
333 A】
 - 334 • 非通信系事業者への卸と通信系事業者向けの卸(NGN部分も含めた接続制
335 度に代わるものとしてのサービス卸)は分離すべき。その上で、両者の提供条
336 件上の差分及び料金の差分については事業者側で選択し、事業者が選択肢
337 を持つべき。なお、両者の間の料金の乖離が大きい場合には総務省が調停に
338 入る仕組みが望ましい。【JAIPA】
 - 339 • イノベーションを促進する観点から、MNOとMVNOとの間のパートナーシップ
340 のもと、卸協議により合意形成が図られることが望ましく、本来、規律は最小限と
341 すべきであるが、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の持つ圧倒的な
342 交渉の優位性、同事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、一定の
343 規律を設けることが望ましい。【MVNO委員会】

- 344 • 卸役務への規律に関しては現状も一定程度存在するが、現行の卸協議にかかる課題等を踏まえると、第二種指定電気通信設備を用いた卸役務に対する提供義務の明確化や、協議不調の場合の協議開始・再開命令条件の見直し等
345
346
347 が必要。【MVNO委員会】
- 348 • イコールフットイングの確保の観点から、「MNOと同等のサービスをMVNOも同時期に提供できるよう卸協議が行われること」「卸役務の提供にあたり自社グループだけを仕様面、料金面および提供時期等に優遇することがないようにすること」も重要。【MVNO委員会】
- 349
350
351
- 352 • 卸役務に関して協議まで至っていない現状を踏まえると、より明確な規律として、第二種指定電気通信設備を用いた卸役務に対する提供義務の明確化を検討すべき(特に協議が進みにくい、MNOと同種サービスの提供を業とするMVNOへの役務提供義務は必要。)。【MVNO委員会】
- 353
354
355
- 356 • 卸協議の活性化の観点から、届出内容に卸協議実績(協議件数、成立件数等)を追加する等も有効。【MVNO委員会】
- 357
- 358 • 卸役務についても、接続と同様に協議不調の申立てに応じて、「公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるとき」の条件なく、協議開始・再開命令が出されることが望ましい。【MVNO委員会】
- 359
360
- 361 • 指定設備に係る網機能提供計画の届出・公表(第36条)については、第二種指定電気通信設備でも同様に規定されることが理想。ただし、第一種電気通信設備を設置する事業者と違い複数社あるため、MNO間の競争に影響のおそれがあることに留意が必要。【MVNO委員会】
- 362
363
364
365

366 ② 構成員からの意見

- 367
- 368 • モバイルの第二種指定電気通信設備を設置する事業者が提供する卸の中에서도、やはり協議が機能しにくいものと、事業者任せでいいものがある。
- 369
- 370 • NTT東日本・西日本は、事業者間協議は有効に機能していると主張しているものの、現状をしっかりと把握した上で判断すべき。
- 371
- 372 • 卸は、事業者間協議が成り立った上で、その協議において物事が決まってしまうものと認識していたが、そもそも協議に至らないことも多く、また、協議に至らない理由も、合理的とは思えない理由がいくつかあるものと認識した。
- 373
374
- 375 • JAIPAによれば、NTT東日本・西日本は、団体協議には応じず、NDAを結んだ個社とのみ協議に応じると主張しているようだが、NDAの在り方を見直すとともに、協議における個社・団体の問題も整理が必要。
- 376
377
- 378 • MVNOが単純再販型に付加価値を付けてフルMVNOに脱皮する過程で、MVNOの多様なニーズにMNOが十分に対応できていない状況と理解。
- 379

- 380 • 新しいネットワークが構築されるときこそ、きちんと透明な公平なルールを作って
381 おかないと後々問題が起こるので、きちんと協議が成り立つような状況が必要で
382 ある。
- 383 • 接続料相当額を開示することには、企業秘密の観点から懸念があることは理解
384 するものの、接続料自体は公開されているものでもあり、どの程度まで開示でき
385 るかは検討すべき。
- 386 • 同じ卸先事業者といっても、ISPやCATVといった通信系事業者と、非通信系
387 事業者は性格が異なるため、分けて議論すべきではないか。

388

389 (3) 考え方

390 上記のヒアリングの結果を踏まえて取りまとめた「卸協議の適正性の確保に係る制
391 度整備について(案)」について、令和3年12月25日から令和4年1月28日までの間、
392 意見募集を行い、その結果を踏まえて取りまとめた「卸協議の適正性の確保に係る制
393 度整備について」を、総務省において同年2月16日に公表している。

394

卸協議の適正性の確保に係る制度整備について

- 1 卸電気通信役務は、電気通信事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備（以下「指定設備」という。）を用いた卸電気通信役務（以下「指定卸役務」という。）については、例えば光サービス卸やモバイル音声卸役務など、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの電気通信事業者に用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたり指定卸役務の料金が高止まりしていると指摘されていた。
- 2 このため、総務省において、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月）を整備し、検証作業が実施されてきている。それらの検証の後、光サービス卸やモバイル音声卸役務の料金の低廉化が一定程度進んだところであるが、卸役務の柔軟性を確保するため相対契約を基本とするという現行の制度趣旨を踏まえれば、本来は、有識者会合や総務省によるチェックや議論を待つことなく、事業者間協議における価格交渉等により、指定卸役務の料金の低廉化等が実現されるような環境が整備されることが望ましい。
- 3 そうした環境の整備に向けた検討を実施するため、卸元事業者及び卸先事業者に対して卸協議の実態等についてヒアリングを実施したところ、指定卸役務の協議を巡って、卸元事業者は基本的に問題が生じていないとする一方で、卸先事業者からは、NDA締結前の段階で不成立となるケースが多い、要望・提案の受領連絡のみで終わるケースがある、卸先事業者の提案が具体性を欠くため協議が不成立になる、といった問題提起がなされた。
- 4 これまで、有識者会合や総務省による指摘を受ける以前の段階で、事業者間の協議等のみで指定卸役務の料金は引き下げられてこなかったこと（かかる状況を受け、一部のMNOとMVNOの間では大臣裁定にまで至ったこと）や、上記のような協議を巡る双方の認識の相違を見ると、現在の指定卸役務の場合は、形式的には「相対契約」となっているが、双方が十分に納得した形で協議が行われているとは認められず、指定設備設置事業者の意向が強く反映される状況にあり、指定設備設置事業者に交渉上の高い優位性を認めざるを得ない。このような現状を踏まえれば、現行制度の下で引き続き相対協議に委ねたとしても、再度、指定卸役務の料金の高止まり等が生じる懸念が払拭できない。
- 5 通信市場における競争がより有効に機能するためには、指定設備設置事業者のみならず、その設備を利用した多様な事業者が創意工夫を発揮することで、市場全体

としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が期待されるものである。このため、指定卸役務の提供についても、引き続き相対協議を基本としつつも、現行の卸協議を巡る交渉環境を改め、指定設備設置事業者の交渉上の優位性や両者の間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要である（※）。

※特に、モバイル音声卸に関しては、「競争ルールの検証に関する報告書2021」において、指定設備設置事業者各社が、自らが提供する実質的な小売料金を上回る料金の設定を行っていたおそれが高く、業務改善命令の対象となるおそれのある行為として速やかに是正が図られるべきだったと考えられる旨指摘しつつ、継続して料金の見直し（低廉化）等が進むような制度的な枠組みを構築することが必須の条件だとされている。

- 6 具体的には、指定卸役務については、その協議が適切なタイミングで行われ、合理的な料金その他の条件により提供されるよう、
(1) 指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じるとともに、その結果に基づき役務を提供することを担保するため、指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置
(2) 指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務及びそれを担保する措置
を設けるべく、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正を行うことが適当である。
- 7 ここで、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定卸役務の範囲については、指定卸役務を提供する電気通信事業者と卸先事業者の間だけではなく、当該電気通信事業者間の意見も異なっていることから、指定卸役務の範囲とも密接に関係している開示する情報の範囲と併せて、引き続き検討することが適当である。
- 8 なお、固定において、参入後の協議の在り方について、特に卸先事業者から、実質的に「通知」になっている、NDAの問題もあり団体協議が成立していない、との意見もあったことから、これらの点も含め、引き続き検討することが適当である。
- 9 モバイル音声卸の標準的な料金の公表について、全指定設備設置事業者の公表を前提に検討する旨の意見が当該電気通信事業者の一部から出されていることから、この点について引き続き検討することが適当である。
- 10 これら新たな制度を導入しつつ、その後の指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当である。

以上

396

397

398

399

400

401

【図1-1 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について】

この取りまとめを踏まえた改正内容を含む「電気通信事業法の一部を改正する法律案」が令和4年3月4日に閣議決定・国会提出され、同年6月に成立した。これを受け、今後、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象と

402 する指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲、固定通信に係る指定卸役務への卸
403 先事業者の参入後の協議の在り方、モバイル音声卸の標準的な料金の公表等につ
404 いて、引き続き検討することが適当である。

405 また、今般改正に係る制度を導入しつつ、その後の指定卸役務の料金の低廉化・
406 提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置につい
407 て検討することが適当である。

408 第2章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイド 409 ライン」に基づく検証

410 1. 検証の経緯

411 電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たって他の電気通信事業者の設備を
412 利用する場合には、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、
413 相対協議を基本とする「卸電気通信役務」による利用形態が並立することにより、提供
414 条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

415 しかしながら、第1章で述べたとおり、指定卸役務の料金の適正性について、累次
416 の課題が指摘されるなど、制度導入時に期待された適切なバランスが図られていない
417 事態が生じていたことを踏まえ、本研究会第四次報告書において、接続による代替が
418 実質的に困難なおそれがある指定卸役務について、代替性が不十分なものの料金の
419 適正性を検証することが必要である旨の提言を行った。

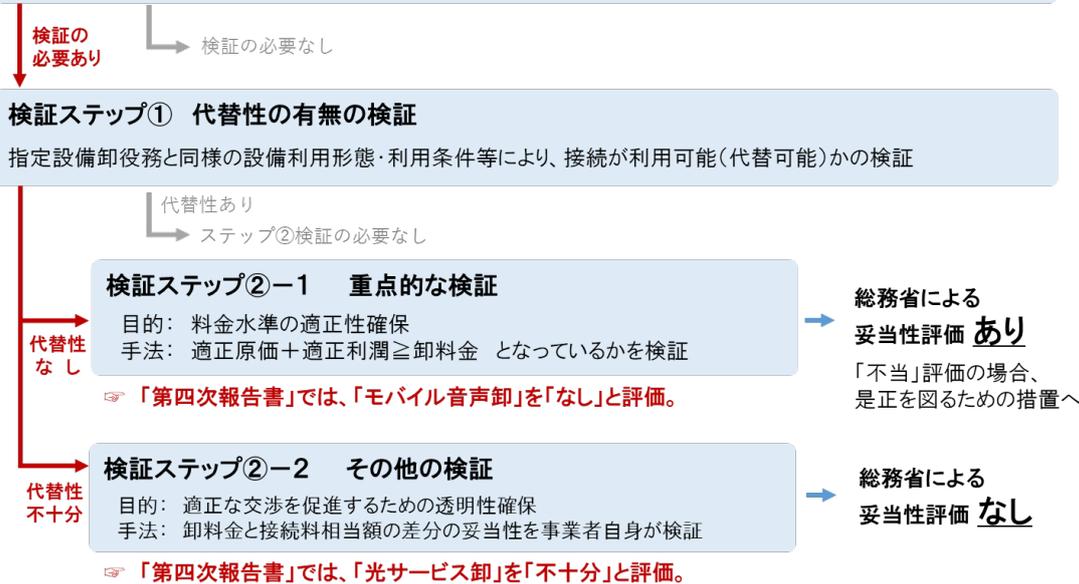
420 さらに、NTT東日本・西日本が提供する光サービス卸については、卸役務では、N
421 GN及びアクセス部分がユーザ単位で利用されている一方、接続では、NGNの接続
422 料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、ユーザ
423 単位での接続料設定がされていないことから、代替性が不十分との評価を行った。

424 これを受けて、総務省においては卸検証ガイドラインを策定するとともに、NTT東日
425 本・西日本に対し、令和3年以降、毎年11月末までに、「その他の検証」及び「時系列
426 検証」による検証を自ら実施し、その結果を総務省に対して報告するよう令和2年10
427 月に通知を行った。

428

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。



※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

(出所) 本研究会(第52回)資料52-4(令和4年1月31日)を基に作成

【図2-1 卸検証ガイドラインに基づく検証スキームの概要①】

① その他の検証

- 接続料相当額*と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。
※ 接続料相当額には、役務提供の際に必要な営業費は含まれない。
- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表する。



② 時系列検証

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近3年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているか等の検証結果とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表する。



(出所) 本研究会(第52回)資料52-4(令和4年1月31日)を基に作成

【図2-2 卸検証ガイドラインに基づく検証スキームの概要②】

437 2. 検証の結果

438 令和4年1月31日に実施された第52回会合において、NTT東日本・西日本が卸検
439 証ガイドラインに基づき検証した「その他の検証」及び「時系列検証」の結果報告(令
440 和3年11月30日)について、総務省から報告が行われた(令和3年に実施したもの⁴に
441 引き続き、今回が2回目の検証となる。)

442

443 <その他の検証の結果>

444 本検証では、「卸料金」と「接続料相当額」の差分において回収しようとしている費用
445 項目について、NTT東日本・西日本において差分の妥当性を自ら検証した。

446 NTT東日本・西日本からは、当該差分において回収しようとしている費用項目につ
447 いて、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具
448 体的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額と、卸料金と接続料相当額の
449 差分(令和2年度の卸料金と接続料相当額との差額は、卸料金に対してNTT東は概
450 ね4割程度、NTT西は概ね3割程度)を比較した結果が示されるとともに、卸提供のた
451 めの基盤システム開発、卸先事業者からの要望への対応等を踏まえると、NTT東日
452 本・西日本はそれぞれ当該差分について妥当であるとの自己評価が報告された。

453

①光サービス卸の運営に係るコスト

(1)注文受付(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】卸先事業者より受注したサービスに関する注文内容確認 等
- 【個別対応等にて発生する業務】注文内容の修正対応(卸先事業者へ個別連絡) 等
- 【有事等の際における対応】卸先事業者のシステムトラブル発生時における、権限範囲の確認及び復旧対応

(2)契約管理(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】契約情報の管理(契約者名、設置場所、連絡先、付加サービス、オーダ履歴等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】卸先事業者の契約情報の変更(契約者名、設置場所等)、契約書の標準化・片務的条項の改正・契約変更に向けた全事業者への個別対応等、卸先事業者の更なるリモートワーク推進に向けた電子契約(クラウドサイン)の導入・各種問い合わせ対応等 等
- 【有事等の際における対応】自然災害発生時における減免対象ユーザ等の特定・管理または解除 等

(3)料金請求(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】月次での卸先事業者毎の卸料金計算、請求書・請求内訳発行、収納管理 等
- 【個別対応等にて発生する業務】未納・支払遅延の卸先事業者への対応(督促、分割等)
- 【有事等の際における対応】卸先事業者が被災した際の減免処理、新型コロナウイルス感染症拡大をはじめとした有事の際の支払期限延長等の対応 等

(4)問合せ対応(主に人件費)

- 【定常業務】卸先事業者向けサポートセンタの運営(ポータルサイトの使い方、システムの設定・入力方法等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】卸先事業者からの依頼に基づくデータ抽出・提供 等
- 【有事等の際における対応】本人へのなりすましへの対処(お客様からの契約内容確認→当社プレッツ光への戻し対応)、新型コロナウイルス感染症拡大による卸先事業者の問い合わせへの対応

(5)開発・企画(主に人件費)

- 【定常業務】新たなサービス卸の検討(プレッツ光ライトプラス、プレッツ光クロス、卸先事業者の要望に応じたサービスメニュー等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】法令改正に伴う卸先事業者対応 等
- 【有事等の際における対応】自然災害発生時の罹災状況の管理・報告

②光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコスト

(1)卸先事業者向け支援(主に人件費)

- 【定常業務】面的な地域の卸先事業者のビジネス支援(トークスクリプト作成支援、販売促進チラシの雛形提供等) 等
- 【有事等の際における対応】卸先事業者の不適切営業が発覚した場合のヒアリング・是正対応 等

(2)奨励金(光サービス・付加サービス)

- 光回線、及び付加サービスの新規販売、付加サービスとのセット販売に対して奨励金を設定

(3)割引(工事費)

- 光サービスの移転工事費⁴、コロナ禍におけるリモートワーク推進に向けた集合住宅におけるVDSL・LAN配線方式から光配線方式への移行工事費無料施策の開始(NTT東のみ) 等

454

⁴ 令和3年2月9日にNTT東日本・西日本から総務省に対し報告があり、その内容について第42回会合(令和3年2月24日)において、総務省から報告が行われたもの。

455 (出所) 本研究会(第52回)資料 52-4(令和4年1月31日)を基に作成(赤枠内構成員限り)

456 【図2-3 その他の検証でNTT東日本・西日本から示された費用項目の概要】

457

458 <時系列検証の結果>

459 本検証では、「接続料相当額」、「卸料金の額」及び「小売料金の額」について、直
460 近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、
461 反映されていない場合にはどのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本に
462 において自ら検証した。

463 NTT東日本・西日本からは、卸料金について、今回の検証対象である令和2年度
464 までに二度にわたり値下げを実施している旨の報告がされるとともに、卸料金につい
465 ては、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘
466 案して決定しており、平成29年度～令和2年度⁵におけるコストの変動と卸料金の関係
467 はNTT東日本・西日本においてそれぞれ適当との自己評価が報告された。

468 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体の動きに合わせた卸先事
469 業者の要望への対応が必要となっていることや、将来の不透明度が増している中、令
470 和3年度⁶においては、リモートワーク需要の拡大といった直近の市場環境の変化等を
471 踏まえ、令和3年7月に値下げを実施したことや、今後、市場環境等を踏まえた卸料金
472 の追加値下げを検討していく考えである旨も報告された。

473

474 3. 主な意見

475 これらの検証結果に対して、構成員から以下の意見があった。

476

- 477 • 卸料金とコストがリニアに増減しないとするなら、何をもって「卸料金と接続料相
478 当額の差額は妥当」と判断しているのか。昨年⁵の検証においては、接続料相当
479 額と卸料金の推移が近似しているため差額は妥当と主張していたが、昨年と今
480 回とで説明が変わったようにも思える。
- 481 • コロナ禍で上場企業の利益率が全体的に低減した影響で自己資本利益率が
482 低下したことにより、接続料が低下しているが、卸料金の原価にあたる接続料相
483 当額もそれと並行して下がっていてもおかしくない。

484

485 これに対して、NTT東日本・西日本からは報告内容と同様、卸料金については、接

⁵ 卸検証ガイドライン上は、時系列検証の対象は「直近3年間」とされており、今回の検証では平成30年
度～令和2年度が対象となるが、NTT東日本・西日本からは、平成29年度～令和2年度を対象とした
自己評価が報告された。

⁶ 今回の検証対象期間外ではあるものの、令和3年度の卸料金値下げについてもNTT東日本・西日
本から報告があったもの。

486 続料相当額や営業コスト以外にも、需要動向や競争状況といった様々な要素も勘案し
487 て決定すべき旨の説明があった。

488

489 4. 考え方

490 前回の検証に引き続き、今回の検証により、NTT東日本・西日本から費用項目や
491 卸料金と接続料相当額との差額が示されたことで、一定の透明性の担保に寄与したも
492 のと考えられる。

493 他方、令和4年度の加入光ファイバに係る接続料は、令和3年度と比較して、例え
494 ば主端末回線部分についてNTT東日本は180円、NTT西日本においては107円引
495 下げが行われるなど引き続き減少傾向であるため、卸料金について今後も継続的に
496 引下げが行われない場合には、基本的には卸料金と接続料相当額の乖離は大きくな
497 っていくものと考えられる。

498 引き続き、NTT東日本・西日本において本検証を実施し、その検証結果を総務省
499 に報告するとともに、本研究会においても、第1章で述べた制度整備の効果・影響も含
500 め、その検証結果を確認し、必要に応じて追加的な対応を検討していくことが適当で
501 ある。

502 第3章 接続料等と利用者料金の関係の検証

503 1. 検討の経緯

504 <移動通信分野>

505 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証については、令和2年
506 10月以降、MNO3社(NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクをいう。以下同じ。)が新た
507 な大容量の料金プランを相次いで発表したことに伴い、MNO3社各社による試算の
508 結果等に基づく携帯電話料金と接続料等の関係に係る検証を行ったところ、直ちに
509 原価割れの状況だと言い切れないものの、MVNOがMNO3社の新料金プランに対
510 抗するサービスを提供するに当たり、イコールフットイングの観点からデータ接続料等
511 の水準が適切なものとなっているか疑義が残った。

512 その結果を踏まえ、本研究会から総務省に対し、近時の競争環境の変化を踏まえ
513 た将来原価方式における予測値の更なる精緻化を通じてMVNOの予見可能性を高
514 めるための迅速な対応を求め、総務省は、この求めに応じて、MNO3社に行政指導
515 を行った結果、MNO3社のデータ接続料の更なる低廉化が図られた。

516 本研究会第五次報告書においては、今後5Gが本格化し、MNO間の競争が活発
517 になる中で、MNOとMVNOの間のイコールフットイングの確保の観点から、その関
518 係については引き続き注視し、モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施方
519 法について、指針策定の可能性も含めて検討を行った上で、具体的な進め方につい
520 て継続的に検討を進めていくことが適当である旨の提言を行った。

521

522 <固定通信分野>

523 固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)につい
524 ては、第一種指定電気通信設備制度において、平成11年から検証が行われてきた。
525 平成19年には、電気通信事業法第33条第4項の規定による適正な接続料の設定を
526 確保する見地から、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関
527 するガイドライン」(以下「平成19年指針」という。)が定められ、接続料と利用者料金と
528 の関係の検証の実施方法が具体的に示され、これに従った検証が平成20年から実
529 施されてきた。

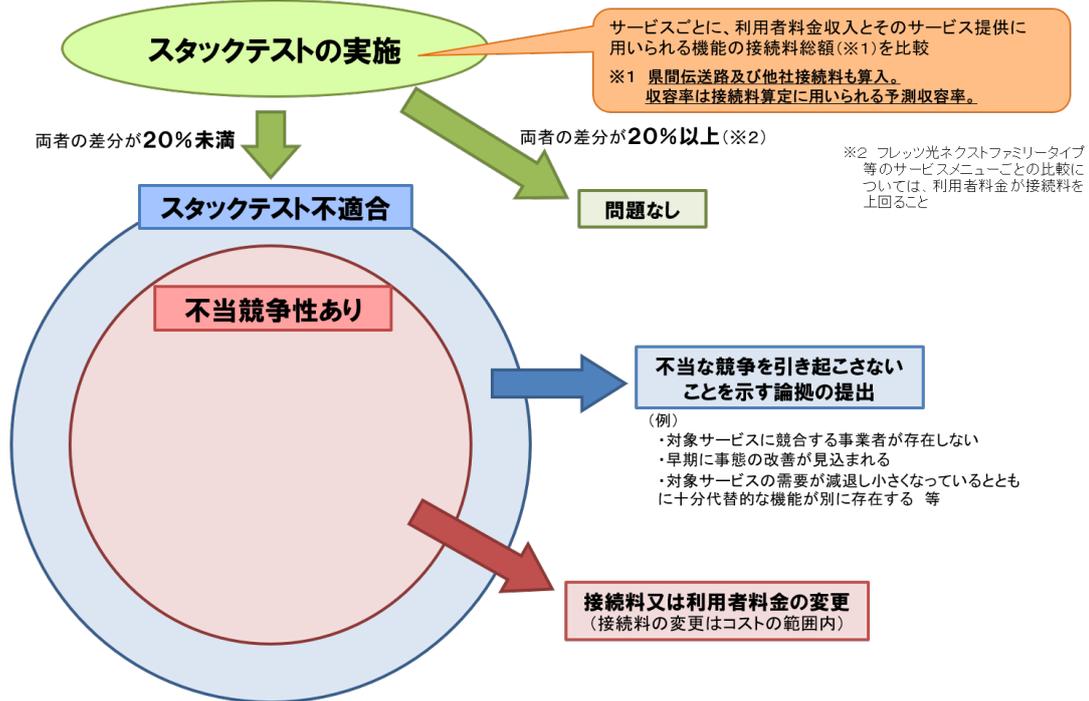
530 さらにその後、本研究会第一次報告書を踏まえ、利用者料金との関係により不当競
531 争性を判断する旨を明確化するとともに、利用者料金など他の原因により不当競争性
532 の排除が困難な場合、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定す
533 ることなどを規定するため、新たに「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」
534 (以下「平成30年指針」という。)を平成30年に策定し、以降は平成30年指針に沿っ
535 て、継続的に検証が行われている。

検証時期	1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続料の認可の申請時
検証区分等	① 加入電話・ISDN基本料 ② 加入電話・ISDN通話料※ ③ フレッツADSL ④ フレッツ光ネクスト ⑤ フレッツ光ライト ⑥ ひかり電話 ⑦ ビジネスイーサワイド ⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー (接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本) <small>※ 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条の規定が効力を有する前(附則第2条の規定により附則第4条の通知を行うことができる期間を定む。)、は、本指針を適用しない。</small>
検証方法	①～⑦:利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料)の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証 ⑧ :検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

(出所) 本研究会(第54回)資料54-2(令和4年2月21日)を基に作成

【図3-1 平成30年指針の概要】

■「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月26日策定、平成31年3月5日最終改定)



(出所) 本研究会(第54回)資料54-2(令和4年2月21日)を基に作成

【図3-2 平成30年指針による検証方法】

他方、同報告書においては、検証対象(特に加入電話・ISDN基本料を検証対象から除外すべきか)について、内容及び接続料の水準の面から接続事業者にとって十分代替的な機能があるかどうかや、当該サービスの需要の減退の状況に鑑みて今後改めて検討することとされていた。また、営業費の基準値についても、その根拠となる

549 データが10年以上前のものであることから、最新のデータに基づいて改めて検討する
550 こととされていた。

551 さらに、上記の移動通信分野における検討において、構成員から、

552 ▶ ユーザに直販されていた光サービスが卸に移行している中で、営業費の取扱い
553 についても、(営業費相当額の基準値算定の参考として)平成13年から17年ま
554 での平均値を取ったということとかなり乖離をしてきているように思われること

555 ▶ 固定通信分野での検証において営業費(顧客獲得費用)を除外していることを理
556 由に、移動通信分野での検証においても同様に除外すべきという意見があるので
557 あれば、むしろ固定通信分野での検証においても顧客獲得費用を含めた検証を
558 行うように見直すべきと考えられること

559 から、固定通信分野でのスタックテストについても見直しが必要であるとの意見が示さ
560 れた。

561

562 2. 携帯電話料金と接続料等の関係の検証

563 (1) 検討事項

564 本研究会第五次報告書の提言を踏まえ、モバイル市場の性質を踏まえたスタックテ
565 ストの実施方法について検討するため、以下の論点について検討・議論を行った。

566

567 <対象事業者>

568 • 検証は、指定電気通信設備に係る接続料等の水準が不当でないことを確認す
569 ることが目的であることから、前回の検証と同様に、第二種指定電気通信設備
570 を設置する事業者を対象とすることでよいか。なお、固定通信分野でのスタック
571 テストについても、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準が妥当である
572 か確認するため第一種指定電気通信設備を設置する事業者を対象に実施し
573 ている。

574 • 固定通信分野の検証については、接続料の水準の妥当性を確認する観点から、
575 毎年10月末日までに行われる接続料の再計算報告時と、毎年度の接続約款の
576 変更認可申請時の毎年2回実施されているが、第二種指定電気通信設備を設
577 置する事業者への検証を実施する場合には、どのようなタイミングで実施するこ
578 とが適切か。固定通信分野と同様に考えた場合には、例えば、毎年12月末まで
579 に行われる精算接続料の届出、毎年度の接続約款の届出などの機会が考えら
580 れるが、どのようにすべきか。

581

582 <対象サービス・プラン>

- 583
- 584
- 585
- 586
- 587
- 588
- 589
- 590
- 591
- 592
- 593
- 594
- 検証の対象とすべきサービスや料金プランについてどのように考えるか。固定通信分野では、サービスブランドごとに大括りで検証対象を選定するとともに、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるために将来原価方式による接続料算定を行っているサービスについては、より詳細に利用者に提供されるサービスメニューを総務省が指定して検証を実施している。
 - 検証対象サービス・プランの選定に当たっては、接続料の水準の妥当性を確認することを主眼に検証を実施することを踏まえれば、MVNOの意見を十分に踏まえることが必要ではないか。
 - 移動通信分野においては、固定通信分野と比較して、提供される料金プランの変更が頻繁に行われている実態があることから、一定程度柔軟に検証対象を選定可能とすることについて考慮する必要があるのではないか。
 - その他、検証に当たってあらかじめ定めておくべき事項はあるか。

595

596 <基本的な考え方>

- 597
- 598
- 599
- 600
- 601
- 602
- 603
- 604
- 605
- 各社が提供する携帯電話料金プランの利用者料金と、提供に必要と考えられる設備費用(接続料、卸料金及びその他設備コスト)及び営業費相当額を比較し、MVNOがMNOと同等のサービス提供を行うことが可能な水準になっているか検証することとすべきではないか。
 - 具体的には、検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる設備費用の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証することとすべきではないか。固定通信分野でも同様の方法により検証を実施している。

606

607 <データ接続料>

- 608
- 609
- 610
- 611
- 612
- 613
- 614
- 615
- 本研究会第五次報告書では「データ接続料の適正な換算方法を検討することが適当」とされたところ、前回の検証では各社によって換算に関する考え方に異なる部分があったことから、各社の設備の通信容量や実際のトラフィックの状況に関して報告を求め、適切な換算方法について共通的な考え方を検討することとしてはどうか。
 - 具体的にどのような考え方でデータ接続料の換算を行うべきと考えるか。前回の検証時には、本研究会構成員からピーク時トラフィック+ α の α の考え方を示すことについて意見があったが、それについてどのように考えるか。

616

617 <音声接続料>

- 618
- 各社とも音声基本料(定量課金)と音声通信料(従量課金)により、接続料及び

619 卸料金が設定されている。利用者料金としては、従量課金としているもの以外
620 に定額制のかけ放題や5分以内かけ放題の準定額制等の料金設定も行われ
621 ている中で、検証に当たってどのように音声接続料(又は卸料金)を費用に算
622 入することが適切であるか。

623

624 <その他の設備費用>

- 625 • 具体的な設備としてどのような設備を利用しているか(ISPに係る費用や他社に
626 支払う接続料金等を含む。)
- 627 • 対象サービスや料金プランごとの設備費用をどのような方法で算定することが
628 適切であるか。

629

630 <営業費相当額>

- 631 • 営業費相当額の算定はどのように行うことが適切であるか。固定通信
632 分野では、平成19年指針において接続料設定事業者であるNTT東日本・西
633 日本の電気通信事業会計における電気通信事業収益の対営業費(顧客営業、
634 宣伝及び企画に係るものを除く。)の比率が20%弱(平成13~17年度の平均値)
635 であることに鑑み、検証における営業費の基準値を利用者料金収入の20%と
636 定め、平成30年指針においてもこの基準が用いられている。モバイル分野で営
637 業収益や営業費を整理しているものとしては、第二種指定電気通信設備会計
638 規則(平成23年総務省令第24号)に基づいて作成されている移動通信役務収
639 支表の営業収益及び営業費がある。
- 640 • 固定通信分野では、営業費は、基本的に各事業者が、競争状況、販売予測、
641 コスト回収期間等を総合的に勘案して決定するものであり、特にサービスの立
642 ち上がり期等においては短期的な収支にとらわれずに営業費を支出することが
643 あり得ることから、営業費に含まれる費用のうち、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」
644 及び「販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る費用を除いたものを営業費
645 として比率の計算を行っているが、モバイル市場における営業の実態を踏まえ、
646 営業費相当額の範囲についてどのように考えるか。

647

648 <利用者料金>

- 649 • 固定通信分野では、利用者料金について、割引を考慮した料金を用いて検証
650 が行われているが、割引についてどのように取り扱うことが適切か。固定通信分
651 野では、割引が適用される回線数と適用されていない回線数を加重平均して1
652 ユーザ当たりの割引相当額を算出し、それを提供するサービスの料金額から控
653 除した額を利用者料金として検証を行っている。

654

655 (2)主な意見

656 上記の論点について、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及びMVNO委員会に対し
657 てヒアリングを実施し、以下のとおり、事業者及び構成員から意見があった。

658

659 ① 事業者からの意見

660

661 <対象事業者>

- 662 • 競争への影響を鑑みれば、有識者から指摘されている楽天モバイルとKDDI
663 の0円～プランのみを検証すべきであり、楽天モバイルを対象外とする理由は
664 ない。【NTTドコモ】
- 665 • MNOの検証の負担を考慮し、毎年度定期的には実施するのではなく、数年に1
666 回等の真に必要なタイミングのみに限定すべき。【NTTドコモ】
- 667 • 接続料が低廉化傾向である中、1度検証を行ったサービス・プランについては
668 再度検証を行う必要はない。【NTTドコモ】
- 669 • 「MNOとMVNO間のイコールフットイングの適正性の確保」という本検証の目
670 的に照らし、MNO間及びMNO～MVNO間における公平な競争環境の確保
671 の観点から、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に限定せず、移動体
672 電気通信役務の提供に必要な電波を有している全ての電気通信事業者に対
673 象事業者を含めるべき。【KDDI】
- 674 • 毎年度12月末までに行う精算接続料の届出は前年度の実績原価の確定単金
675 を提示するものであり、毎年度2月末までに行う接続約款の届出は次年度以降
676 の将来原価の適用単金を提示するものであるため、モバイル分野の検証を実
677 施する場合においては、接続料は次年度以降に適用する最新の単金を用いる
678 ことにより料金市場の正確な実態を反映できると考えており、その点を踏まえ
679 と、2月末の届出後に検証を1回実施することが最も効率的であり適切。【KDD
680 I】
- 681 • 一度検証を実施し、問題ないことが確認できたサービス・プランにおいては、M
682 VNOへの提供条件が維持又は低廉化されている間は、定期的な検証は不要。
683 【KDDI】
- 684 • モバイル市場全体の競争状況を考慮する上で楽天モバイルを含む全MNOを
685 対象とすべき。【ソフトバンク】
- 686 • 届出された接続料水準等を踏まえ、実施要否を検討。【ソフトバンク】
- 687 • 一種指定制度(スタックテストの結果が接続料認可条件)とは異なるため、届出
688 時の実施は必須ではない。【ソフトバンク】
- 689 • スタックテストが、利用者料金と接続料等の水準についての検証であり、MNO

690 から求めのあった楽天モバイルについては第二種指定電気通信設備を設置す
691 る事業者としての指定を受けておらず省令に基づく接続料の届出が行われて
692 いないことを鑑みると、現時点ではスタックテストに楽天モバイルを含めることは
693 現実的ではないのではないか。【MVNO委員会】

694 • 楽天モバイルがMVNOと激しく競争をしていることは確実ではあるが、スタック
695 テストにおいては省令に基づく接続料の届出を行っている第二種指定電気通
696 信設備を設置する事業者(ドコモ・KDDI及びソフトバンク)を対象とすることが
697 適当。【MVNO委員会】

698 • 仮に接続料が低減している局面であるとしても、平均的なデータ通信の利用の
699 増加、営業費の変動等により検証の結果が変化することは当然に考えられ、ス
700 タックテストは繰り返し実施することが適切。将来原価方式に基づくデータ通信
701 の予測接続料(2月末)、音声接続料(3月末)がそれぞれ年一回届け出られる
702 ことから、それらのタイミングに合わせて少なくとも年一回は実施することが適切
703 であると考え。【MVNO委員会】

704 • スタックテストの結果、問題があると認められた場合は、接続料の再届出等、速
705 やかな是正措置を講じていただくことが必要ではないか。【MVNO委員会】

706

707 <対象サービス・プラン>

708 • 競争への影響を鑑みれば、有識者より指摘されている、楽天モバイルとKDDI
709 の0円～プランのみを検証すべき。【NTTドコモ】

710 • 接続料が低廉化傾向である中、1度検証を行ったサービス・プランについては
711 再度検証を行う必要はない。【NTTドコモ】

712 • MNOの検証の負担を考慮し、MVNOだけでなく、検証の実施主体であるM
713 NOの意見も十分に踏まえるべき。【NTTドコモ】

714 • 競争への影響及びMNOの検証の負担を考慮し、現にMVNOが提供している
715 役務に対応する料金プランに限定して選定すべき。【NTTドコモ】

716 • 当社の重要な経営情報にあたるもの(利用者料金戦略に係る情報等)に
717 ついては、競争上著しく不利益を被ると考えられるため、開示すべきではない。
718 【NTTドコモ】

719 • 検証対象の料金プランについては、MVNOがMNOと同等のサービス提供を
720 行うことができるかの検証が目的である点及び規制・行政手続コストの削減の観
721 点から、MVNOが主に提供する料金プランと同水準のMNOの低廉な料金プ
722 ランを対象とするべき。【KDDI】

723 • 接続料検証の必要性が低下している点も踏まえ、必要最低限の検証とすべき。
724 【ソフトバンク】

725 • 対象プラン選定に際しては以下を考慮。【ソフトバンク】

- 726 ➤ 既存プラン:接続料水準が低廉化の場合検証不要
727 ➤ 新プラン:同一カテゴリ内でMVNOがMNOと同等プラン提供不可との申
728 告があり、申告内容に合理性がある場合は実施
- 729 • 昨年2月に発表した総務省宛「要望書」でも取り上げた第二種指定電気通信設
730 備を設置する事業者各社の「廉価プラン」に加え、MVNOの料金プランと近接
731 している同事業者の提供する「サブブランド」を対象とすることを要望。【MVNO
732 委員会】
 - 733 • 新プラン・新ブランドの追加や変更、グループ内外での事業譲渡等、昨今のモ
734 バイル市場における変化の速度を踏まえると、実効ある検証を行うためには、こ
735 れらの変化に柔軟に即応できる制度上の実装(ガイドライン等)が望ましい。【M
736 VNO委員会】
 - 737 • 例えば定期的な検証の他に、新プラン・新ブランドの追加、事業譲渡等が行わ
738 れた後に、市場の競合状況から必要と思われる場合に、特定の料金プラン等を
739 対象としたアドホックの検証を行うなどすることが考えられる。【MVNO委員会】

740

741 <基本的な考え方>

- 742 • 第二種指定電気通信設備会計規則は、サービスブランドごとに設備区分が分
743 計されていないことから、利用者料金収入と設備費用の総額比較を行うに当た
744 っては、「音声伝送役務」・「データ伝送役務」単位以外の検証は困難。【NTT
745 ドコモ】
- 746 • 固定通信分野は、サービスブランドごとの比較については利用者料金収入と設
747 備費用の総額を検証し、サービスメニューごとの比較については利用者料金が
748 接続料を上回ることを検証していることから、移動通信分野においても同様の
749 方法とすべき。【NTTドコモ】
- 750 • 検証に用いる各種数値について、一部は経営情報・機密情報が含まれるため、
751 原則非公開とすべき。【KDDI】
- 752 • 各種割引後の1ユーザ当たりの平均利用者料金にて算出。【KDDI】
- 753 • 「10Mbps当たり単価の帯域料金」から「月間最繁時トラフィック値」を除算し「G
754 B当たり単価のデータ通信容量単価」を換算。データ接続料は、妥当な換算方
755 法であることを前提に、MNO間で共通的な換算方法の適用は特段異論ない。
756 【KDDI】
- 757 • データ接続料と音声接続料に含まれる設備コスト以外に役務提供する上で必
758 要となる設備(PGW、ISP設備等)費用を算出。【KDDI】
- 759 • 店舗無しの料金プランの場合、「特約店向けに支払う取次手数料」は除外して
760 算出。【KDDI】
- 761 • 固定とモバイル、それぞれのスタックテストの、お互いのレベル感の話だが、当

- 762 然、固定とモバイルで事情も違う、固有の検討すべきことが、それぞれ違っている
763 るものはあると認識しているが、できるだけ共通の考え方でそろえるべきところは
764 そろえるべきだと思っており、特に、検証の対象とするサービスの考え方と、含
765 めるべき営業費の範囲の2点が大きい。【ソフトバンク】
- 766 • 対象のサービスに関しては、固定は、サービスブランドとサービスメニューと2階
767 建ての検証になっていて、サービスブランドは営業費も含めた全てのコストと利
768 用者料金との比較をし、サービスメニューに関しては接続料相当額との対象比
769 較という2段階の検証になっている。モバイルの方は、サービスプランの1本の
770 検証で、こちらは営業費も含めた全てのコストとの比較という、今時点での論点
771 整理になっているが、モバイルデータサービスプランと固定のサービスメニュー
772 は、ほぼイコールではないかという認識を持っており、モバイルの検証の方が、
773 対象サービスの検証という意味では、固定よりもむしろ厳しい検証になっている
774 のではないかという認識。【ソフトバンク】
 - 775 • 個々のプラン、一つ一つで全て営業費を含めてクリアすべきとなると、現行の固
776 定のスタックテストよりも非常に厳しい検証になっているのではないかという感覚
777 があり、引き続き、考え方の整理・議論をさせていただきたい。【ソフトバンク】
 - 778 • 「MVNOが同等の条件により同等のサービスを提供できるかどうか」について
779 は、次の2つの同等性が重要。【MVNO委員会】
 - 780 ➤ MVNOが、MNOと同等の料金で同等の速度品質のサービスを提供でき
781 るか。
 - 782 ➤ MVNOが、MNOと同等の顧客獲得・維持にかかる営業費を投入でき得る
783 か。
 - 784 • 移動通信では利用者料金に通例では含まれるISPサービスに係る設備相当費
785 用を加味する等、モバイルサービスの特性を踏まえ制度設計することが必要。
786 【MVNO委員会】
- 787
- 788 <データ接続料>
- 789 • 通信容量とトラフィックの関係は、MNO各社の設備構成や設計方針の違いに
790 より異なると考えられることから、共通的な考え方の導入は適当ではない。【NT
791 Tドコモ】
 - 792 • 実トラフィックではなく実質的な設備(実質的な上限)をもってトラフィック需要を
793 設定しており、MVNOが不公平な費用を負担しているのではないと考えてい
794 る。【KDDI】
 - 795 • 当社の需要は、L2の接続箇所であるSGWの総帯域を用いている。また、実ト
796 ラフィックに対し、需要予測の不確実性や設備増設に係るリードタイム、設備増設
797 遅延のリスク等を踏まえて設定している。さらに、実質的な上限をもって運用し

- 798 ており、MVNOとの接続における帯域と同様。【KDDI】
- 799 ・ 事業者の考えに合理性があれば共通化は不要。【ソフトバンク】
- 800 ・ 一人当たりの負担データ接続料の換算は①月間平均データ利用量、②最繁時の必要想定帯域によることが考えられる。【ソフトバンク】
- 801
- 802 ・ 当社では、特定のプランの一人当たりの最繁時の必要想定帯域にデータ接続料を乗算して計算。【ソフトバンク】
- 803
- 804 ・ データ接続料について、二種指定事業者各社で自由な換算方法を許すことは、
- 805 検証の適正性に疑義を挟む余地を生むことになり、適当であるとは考えられない。各社の設備の違いを鑑みつつも、まずは各社の状況に関する報告を求め、
- 806 その報告をもとにシンプルで分かりやすい共通的な考え方を採用すべき。【MVNO委員会】
- 807
- 808
- 809
- 810 <音声接続料(又は卸料金)>
- 811 ・ MVNOは経済合理性の観点から、自らの判断により音声接続若しくは卸役務
- 812 のいずれかを選択していると考えため、最も安価なコストで実現できる費用を
- 813 算入すべき。【NTTドコモ】
- 814
- 815 <その他の設備費用>
- 816 ・ その他の設備としては、ISPに係る費用が挙げられる。【NTTドコモ】
- 817 ・ 原則として接続料の算定方法に準じることが適切。【NTTドコモ】
- 818 ・ 例えば、ISPに係る費用であれば、データ接続料(回線数単位)の算定方法に
- 819 準じて、ISPに係るコストを契約者数で按分するという方法が考えられる。【NTTドコモ】
- 820
- 821 ・ 現在は接続も選択可能なため接続での検証が適切。【ソフトバンク】
- 822 ・ 対象プランの全ユーザの平均通信時間に接続料を乗算して算出。【ソフトバンク】
- 823
- 824 ・ 音声基本料(定量課金)については、MNOの原価を明確に示す数字がない中で、中継電話を利用する前提での00XY自動接続の接続料(基本料金)を採用
- 825 することは適当ではない。各社の音声卸標準プランの基本料を採用し、費用として計上することが適切ではないか。なお、検証対象のサービス・プランが中継
- 826
- 827 電話を用いている場合は、00XY自動接続の接続料(基本料金)を採用することが認められることが適切。【MVNO委員会】
- 828
- 829
- 830 ・ 音声基本料(定量課金)については、MNOの原価を明確に示す数字がない中で、中継電話を利用する前提での00XY自動接続の接続料(基本料金)を採用
- 831 することは適当ではない。各社の音声卸標準プランの基本料を採用し、費用として計上することが適切ではないか。なお、検証対象のサービス・プランが中継
- 832
- 833

834 電話を用いている場合は、00XY自動接続の接続料(基本料金)を採用すること
835 が認められることが適切。【MVNO委員会】

836

837 <その他設備費用>

838 • 接続料原価に算入しない(MVNOからコスト回収しない)が、自社ユーザからコ
839 スト回収する設備が対象。具体的には、ISP、PGW、他社に支払う接続料等が
840 該当。【ソフトバンク】

841 • 固定通信ではNTT東西におけるサービス提供形態を踏まえ別扱いとなっている
842 が、移動通信では利用者料金に通例では含まれるISPサービスに係る設備
843 相当費用を計上することが必要。なお、ISP設備については、第二種指定電気
844 通信設備の枠外であり、これまで届け出られている接続料の対象ではないこと
845 から、まずは第二種指定電気通信設備を設置する事業者各社にて適切な方法
846 で費用を算定の上、必要に応じ総務省にて算定方法の妥当性の確認を行うこ
847 とを要望。【MVNO委員会】

848 • 一部の廉価プラン・サブブランドについては国際ローミングを基本料金内で提
849 供しており、その場合は当該費用についても計上することが必要である。その
850 場合、国際ローミングに係る原価(当該利用に係る協定海外事業者等への支
851 払い等)を検証対象サービス・プランに振り分け可能であればその金額を、難し
852 い場合は国際ローミングの利用分数・データ料に、当該MNOがMVNOに提
853 供している国際ローミングの卸料金を乗じたものを設備費用として使用すべき。
854 【MVNO委員会】

855

856 <営業費相当額>

857 • 営業費相当額の算定は、第二種指定電気通信設備会計規則に基づいて作
858 成されている移動通信役務収支表の営業収益及び営業費における、直近5年
859 平均値を用いることが考えられる。【NTTドコモ】

860 • MNOごとに営業・宣伝方法が異なるため、画一的・統一的な営業費相当額の
861 算定方法により、MNO間で一律の基準値を設定することは適切ではない。【K
862 DDI】

863 • 第一種指定電気通信設備の検証方法との整合性の観点及び過去の議論にて
864 「営業費相当分の検証に当たり、販売促進費など顧客獲得に係る費用は適当
865 ではない」という見解が示されている点を踏まえて、第一種指定電気通信設備
866 と同様、「顧客営業・宣伝・企画・販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る
867 費用を除いたものを営業費とする算定方法が適切。【KDDI】

868 • 個々のプランごとに検証を実施する際には料金が回線費用を上回っているか
869 を検証することが適切。【ソフトバンク】

- 870 • 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情報通
871 信審議会答申、2007年)では、サービスの立ち上がり期に言及の上、短期的な
872 収支にとらわれず営業費を支出することがあり得ることを指摘。一方、これから
873 ブロードバンドの利用者をどう増やしていくか、との当時の競争状況と、現在の
874 モバイル分野における、既に国民一人当たり1回線を上回り、利用者にいかに
875 スイッチングいただくかの競争状況は大きく異なる。【MVNO委員会】
- 876 • 現在のモバイル分野において、既に多くの加入者を持つ第二種指定電気通信
877 設備を設置する事業者が短期的な収支にとらわれず営業費を支出することは、
878 競争事業者へのスイッチングを阻害し、競争事業者の撤退による一層の寡占
879 化につながる恐れ。【MVNO委員会】
- 880 • 営業費におけるMVNOとの同等性の観点からの詳細な検証は重要であり、テ
881 レビCM等の宣伝や企画、顧客営業、代理店に支払う取次手数料のスタックテ
882 ストからの除外を認めることは適切ではない。【MVNO委員会】
- 883 • 営業費の無制限な支出というものを、全くこのスタックテストの中で見ないとい
884 うことになってくると、我々としては、非常にビジネスが成り立っていない。
885 我々としては、撤退をするしかないということに最終的にはつながっていく非常
886 に我々から見ると望ましくないシナリオという形になっていくかなと思っているの
887 で、そこは、例えばIoTの分野等全くこれまでにないようなサービスを創っていく
888 というところに関する、例えば営業費の支出ということに関しては、また別の考え
889 方があり得る。【MVNO委員会】
- 890 • 例えば、iPhoneのような端末に対して、複数のブランドで取り扱っているという
891 ものについてのテレビCM等の宣伝については、例えば、販売台数や販売回
892 線数といったようなもので按分をするということは、適当ではないかと考えている。
893 その際は、その宣伝の目的が、やはりプランやブランドを拡販するということを目
894 的にしているかどうかという観点で切り分ける。微妙なものもあるかとは思いますが、
895 原則としては、そのような形で広告宣伝費について、各サービス、ブランドに按
896 分をするということが適当ではないか。【MVNO委員会】
- 897 • 現在のところ、5Gの中でも、ノンスタンドアローンと言われている、現在提供され
898 ている5Gについては、全く新しい需要を生み出すというよりも、これまでの4Gか
899 ら、さらに高速通信を狙っていくということで、既存のサービスの延長線上にある
900 と認識。【MVNO委員会】

901

902 <利用者料金>

- 903 • 当社は、個別のサービスに対して様々な割引を適用しており、利用者料金モデ
904 ルの設定が困難であることから、利用者料金への割引について考慮しないもの
905 とすべき。【NTTドコモ】

- 906 • 固定通信分野と同様に割引の適用回線数と非適用回線数を加重平均し、1ユーザ当たりの割引相当額を算出し、それをサービスの料金額から控除した額を利用者料金として検証すべき。【ソフトバンク】
- 907
- 908
- 909 • 期間が限定されている割引については、割引総額を利用者の平均利用期間で除算して考慮すべき。【ソフトバンク】
- 910
- 911 • カテゴリをまたがる階段制プランは容量カテゴリごとの平均データ利用量により計算すべき。【ソフトバンク】
- 912
- 913 • 家族割として大幅な料金割引が実施されているケースがあることから、これらの割引は利用者料金に反映されるべき。【MVNO委員会】
- 914
- 915 • 固定通信とのセット割の場合、固定通信側の割引余地が小さく、移動側で割引原資を負担しているケースが多いであろうことを踏まえれば、利用者料金への反映が適当。【MVNO委員会】
- 916
- 917
- 918 • 非通信サービス(電気・コンテンツ等)とのセット割の場合は、利用者料金への反映はケース・バイ・ケース。しかし、非通信サービスに割引原資を著しく多く負担させるなどの不適切な検証にならないよう、検証過程において適切に説明を求めることが望ましい。【MVNO委員会】
- 919
- 920
- 921
- 922 • 利用者料金への按分の際は、固定と同様、割引が適用される回線数と適用されていない回線数を加重平均することで、1ユーザ当たりの割引相当額を計算することで良いのではないかと。【MVNO委員会】
- 923
- 924
- 925

926 ② 構成員からの意見

- 927
- 928 • 実施時期についてのコメントになるが、2月末届出とKDDIが言われていたが、やはりサービスが始まって時間がたってからスタックテストでパスしないということになり、例えば料金変更が必要になると既に利用しているユーザに迷惑かけることになるので、届出の時期がひとつポイントになるのではないかと。
- 929
- 930
- 931
- 932 • MVNOが競争上必要と感じているのであれば、スタックテストを実施して、プラ
- 933
- 934 • コストが下がるから接続料が下がるということになっているのだと思うので、接続
- 935
- 936
- 937
- 938
- 939
- 940
- 941

942 ており、その意味ではモバイルの検証については、営業費の取扱いというのは
943 慎重に取り扱うべきだと、慎重というのは要するにちゃんと含めて検証すべきだ
944 と考えており、もし固定側が除いてるからということが理由であるとしたら、固定
945 側の見直しもこの際、平仄を合わせてやるということも一つの選択肢。固定側も
946 含めて、営業費を含めた形でのスタックテストへの改修が必要。

- 947 • 帯域幅課金という実態を考えると、この設備上の上限容量も選択肢としては、取
948 り得る。
- 949 • 広告費についても、基本的には算入すべきとなるが、例えば、顧客獲得を直接
950 目的としない部分をどのように把握して営業費から除外するかどうか等、まだ議
951 論が残っているのではないか。また、同じ宣伝・広告費でも、携帯と固定に分計
952 する、あるいは、メタルとデータを分けるのか等、具体的に、企業が考え方を提
953 供してくれると思うので、詳細な議論はこれからではないか。具体的な数字を作
954 っていくような作業も、これから進んで行くので、全体の運用を考えると、ガイド
955 イン的なものをきちんと整備して、運用が適切に行われるように、総務省の方で
956 準備を進めていただきたい。
- 957 • 当然、技術・ネットワークが変化していくと、適宜、何を対象から除外するか、あ
958 るいは何を新たに含めるべきかの議論をすべき。固定電話でも、携帯電話との
959 競合関係・代替関係が強化されたり、LINE通話等が多く使われるようになると、
960 市場環境が変わっていくと思うので、これからどこかで基本的な考え方について
961 整理し、何を入れる、何をやめるべきかの判断基準について議論を深めること
962 が必要。

963

964 (3) 考え方

965 上記の各者意見も踏まえた、各論点に対する本研究会の考え方は以下のとおりで
966 ある。

967

968 <対象事業者>

- 969 • MNO3社からは楽天モバイルを含めるべきとの意見があったが、携帯電話料
970 金と接続料等の関係の検証の目的が第二種指定電気通信設備に係る接続料
971 等の水準の妥当性を検証することであることから、MNOのうち第二種指定電気
972 通信設備を設置する事業者(令和4年6月時点では、NTTドコモ、KDDI及び
973 ソフトバンクが該当)を対象とすることが適当である。なお、同事業者以外の事
974 業者の料金プラン等について、他の観点から検討することを妨げるものではな
975 い。

976 • MNOの一部からは定期的実施する必要はない、1度検証で問題なしとなっ
977 たものについては再度検証不要との意見があったが、仮に接続料が低減する
978 局面であったとしても、営業費や携帯電話料金(利用者料金)の変動等により
979 検証結果が変わり得ることから、原則として年1回(例えば、3月末の接続約款
980 の届出時)の検証を実施することが適当である。ただし、新サービス・プランの追
981 加等に対応するため、必要に応じて検証を実施することが適当である。

982

983 <対象サービス・プラン>

984 • MNOの一部からは接続料水準が低廉化の場合は検証不要、0円プランのみ
985 検証すべきとの意見があったが、接続料の低廉化の局面における検証の必要
986 性については上記の「対象事業者」の考え方で示したとおりである。携帯電話
987 料金と接続料等の関係の検証の目的が第二種指定電気通信設備に係る接続
988 料等の水準の妥当性を検証することであることから、接続等を用いて競争する
989 ことになるMVNOの視点に立って対象を決定することが適当である。また、検
990 証を効率的・効果的に行う必要もあることから、具体的には、MVNOが現に提
991 供しているサービス・料金プランと同等のサービス・料金プランのうち、MVNO
992 (その関連団体を含む。)から具体的な課題に基づき検証対象とすべき旨の要
993 望が寄せられ、かつ、本研究会の議論を経てその要望に合理性があるものと認
994 められたものとするのが適当である。

995

996 <基本的な考え方>

997 • MNOの一部からは利用者料金と設備費用を直接比較して検証すべき旨の意
998 見があったが、携帯電話料金と接続料等の関係の検証は、第二種指定電気通
999 信設備に係る接続料等の水準の妥当性を検証することが目的であり、その検
1000 証方法として、当該水準が価格圧搾による不当な競争を引き起こすことになら
1001 ないかについて確認するものであって、仮に営業費相当額を勘案せずに確認
1002 を行った場合には、価格圧搾による不当な競争が行われるおそれがないと言
1003 切れず、上記目的に適うものとならないことから、各社が提供する携帯電話料
1004 金に係る利用者料金と、その提供に必要と考えられる設備費用(接続料、卸料
1005 金、その他設備コスト)及び営業費相当額を比較し、MVNOがMNOと同等の
1006 サービス提供を行うことが可能な水準になっているか検証することが適当である。
1007 • 具体的には、検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設
1008 定されているサービスの提供に用いられる設備費用の総額を比較し、その差分
1009 が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるか
1010 を検証することが適当である。

- 1011
- 1012
- 1013
- 1014
- 1015
- 1016
- 1017
- 1018
- 1019
- 1020
- 1021
- 1022
- 1023
- 1024
- 1025
- 1026
- 1027
- 1028
- 1029
- 1030
- 1031
- なお、MNOの一部から、現行の固定通信分野のスタックテストが「サービスブランド」と「サービスメニュー」の2段階の検証となっているところ、移動通信分野のスタックテストにおいて1段階の検証で営業費も含めた全てのコストとの比較をすることとすると、移動通信分野のスタックテストの方が現行の固定通信分野のスタックテストより厳しいものとなっているのではないかと、との意見があった。
 - しかしながら、移動通信分野のスタックテストについては、本研究会第五次報告書における「モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施手法について（中略）検討を進めていくことが適当」との提言を前提に検討を進めた結果、接続料等の水準が、営業費相当額も勘案した上で、MVNOがMNOと同等のサービス提供を行うことが可能な水準になっているか検証することが適当であるとしているところである。こうした検討の経緯を踏まえると、移動通信分野のスタックテストの実施手法について、固定通信分野のスタックテストの形に闇雲に当てはめるということではなく、モバイル市場の競争状況等を踏まえた上でその実施手法を検討することが適当である。その結果として、固定通信分野のスタックテストの実施手法と異なるものとなることはあり得るものである。
 - このため、モバイル市場に係る規律は固定通信市場に係る規律より厳しくなるとはならないといった固定観念により規律の軽重を検討することは適切ではなく、当該競争状況等を踏まえた結果、移動通信分野のスタックテストの実施手法が固定通信分野のスタックテストの実施手法より厳しくなることも十分にあり得るものと考えられる。

1032 <データ接続料>

- 1033
- 1034
- 1035
- 1036
- 1037
- 1038
- 1039
- 1040
- 1041
- 1042
- MNOの一部から共通的な考え方は不要である旨の意見があったが、MVNOの接続料の契約形態がMNOごとに異なることはない点を勘案すれば、共通的な考え方を採用すべきである。また、MNO3社を含めた携帯事業者が提供するサービス・料金プランがGB単位で設定されていることを踏まえ、データ接続料の月額GB単価を用いて、データ接続料相当額を算出することが適当である。具体的には、1年のうち最も通信量の多い1日における最大占有帯域と設備容量の上限値(Xbps)を基礎としてデータ接続料の月額GB単価(Y円/月・GB)を算出し、その単価に対象サービス・プランの平均使用通信量(ZGB)に乗じて、1回線当たりの月額データ接続料相当額とすることが適当である。

【計算式】

$$\frac{\text{設備容量の上限値[Mbps]} \times \text{接続料単価[円/Mbps・月]} / \text{最繁忙時(1時間)のトラフィック量[GB]} / \text{最繁忙時集中度率[%]} * 30.4[\text{日}]}{\text{月当たりの接続料}} * \text{平均使用通信量[GB]} / \text{月当たりの総通信量}$$

※：1年のうち最も通信量の多い1日内の最繁忙時(1時間)のトラフィック集中度率

1043

1044

1045 <音声接続料>

- 1046 • MNOが、MVNOのプレフィックス自動付与機能等接続への移行が進んでい
1047 ること(契約数の50%以上)を証明した場合には、①基本料として音声接続料、
1048 通話料として音声接続料に一人当たりの平均通話時間を乗じた料金額をそれ
1049 ぞれ採用し、MNOが当該証明ができない場合には、②基本料としてモバイル
1050 音声卸の基本料(実際に卸先事業者を提供している基本料を平均した金額)、
1051 通話料として音声接続料に一人当たりの平均通話時間を乗じた料金額をそれ
1052 ぞれ採用することが適当である。

1053

1054 <その他の設備費用>

- 1055 • 接続料に含まれないが役務提供に必要かつ自社ユーザからコスト回収する設
1056 備に係る費用として、ISP費用、PGW費用、他社に支払う接続料及び国際ロー
1057 ミング費用を採用することが適当である。

1058

1059 <営業費相当額>

- 1060 • 携帯電話料金と接続料等の関係の検証は、第二種指定電気通信設備に係る
1061 接続料等の水準の妥当性を検証することが目的であり、その検証方法として、
1062 当該水準が価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかについて
1063 確認するものであって、仮に営業費相当額を勘案せずに確認を行った場合に
1064 は、価格圧搾による不当な競争が行われるおそれがないと言い切れず、上記
1065 目的に適うものとならないことから、各社が提供する携帯電話料金に係る利用
1066 者料金と、その提供に必要と考えられる設備費用(接続料、卸料金、その他設
1067 備コスト)及び営業費相当額を比較し、MVNOがMNOと同等のサービス提供
1068 を行うことが可能な水準になっているか検証することが適当である。【再掲】
- 1069 • 他方、固定通信分野のスタックテストにおいては、営業費相当額から「顧客営
1070 業」、「宣伝」、「企画」及び「販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る営業費
1071 を除外して、確認を行っている。これは、「サービスの立ち上がり期等において
1072 は短期的な収支にとらわれずに営業費を支出することはあり得る」ので例外的
1073 に当該営業費を除外してきているが、携帯電話サービスについては、その始ま
1074 り(1987年)から30年以上が経過し、既に契約数(約2億)が人口の約2倍に届
1075 く程となっている現状を踏まえれば、「サービスの立ち上がり期」には該当せず、
1076 例外的に除外する必要性がないことから、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」及び
1077 「販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る費用(サービスによっては、その
1078 提供に際して発生し得ない費用がある場合もあると考えられることから、当該費
1079 用の取扱いについては検証を実施する際に考慮することもあり得る。)も計上す
1080 ることが適当である。ただし、CSR活動に係る営業費等自社サービス(それに付

1081 随するものを含む。)に係る顧客獲得を直接目的としない営業費については、
1082 価格圧搾による不当な競争を引き起こすおそれが低いことから、除外することが
1083 適当である。また、具体的な算定方法としては、各社の接続会計に基づく移動
1084 電気通信役務の営業収益の対営業費用の割合(直近5年平均)で基準を設定
1085 することが適当である。

1086 • この「サービスの立ち上がり期」については、5Gを立ち上がり期として捉えると
1087 という見方もあったものの、現状の携帯電話サービスにおいて、例えば4G と5G
1088 のサービスを別々の携帯会社(4GはA社、5GはB社等)とすることはできず、実
1089 態として一体サービスとなっていることから、4G・5Gという単位でサービスとして
1090 捉えることは適当ではなく、携帯電話サービスとして捉えることが適当である。

1091

1092 <利用者料金>

1093 • MNOの一部から、割引を考慮しないようにすべきとの意見があったが、MVN
1094 Oは割引後の料金と競争しているところであり、割引を考慮しない場合には検
1095 証の有効性が担保できないことから、利用者料金に関する割引については、割
1096 引を加重平均して一人当たりの割引相当額を算出し、それを料金プランの料金
1097 額から控除した額を利用者料金とすることが適当である。ただし、社会福祉を目
1098 的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの
1099 については除外することが適当である。

1100 • 他方で、MVNOからはセット割も考慮すべきとの意見があったが、固定通信
1101 以外のサービスとのセット割については、割引の算出が可能である固定通信と
1102 のセット割とは違い、その割引がどの程度携帯電話サービスに係るものなのか
1103 について明確でない点やポイント付与等利用者料金との関係が明確でない点
1104 があることから、引き続き検討することが適当である。

1105

1106 上記の考え方を踏まえて検証を実施するため、総務省において、具体的な実施手
1107 法等を定めた指針等を策定することが適当である。

1108 また、検証を進める中で改善を要すると考えられる事項があった場合やモバイル市
1109 場の競争状況に変化が生じた場合等には、上記の考え方の見直しを検討することが
1110 適当である。

1111

1112 3. 接続料と利用者料金の関係の検証(固定通信分野)

1113 (1) 検討事項

1114 1. の経緯も踏まえ、今後の固定通信分野におけるスタックテストの実施方法等に関
1115 し、以下の論点について検討・議論を行った。

1116

1117 ◆ 検証対象

1118 <対象サービス・プラン>

1119 • 近年の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等を踏まえ、検証の対
1120 象とすべきサービスや料金プランの見直しが必要であるか。

1121

1122 ◆ 検証方法

1123 <営業費相当額の基準値(20%)について>

1124 • 営業費相当額の基準値は、どのように見直すことが適当であると考えられるか。
1125 平成30年指針の策定時に、NTT東日本・西日本の電気通信事業会計における
1126 電気通信事業収益の対営業費(顧客営業、宣伝及び企画に係るものを除く)の
1127 比率が20%弱(平成13~17年度の平均値)であったことに鑑み、検証における
1128 営業費の基準値を利用者料金収入の20%と定め、平成30年指針に基づく現行
1129 の検証においても、この基準が用いられている。

1130

1131 <営業費相当額の範囲について>

1132 • 現行の固定通信分野のスタックテストにおいて、営業費相当額の基準値算定に
1133 当たっては、営業費は、基本的に各事業者が、競争状況、販売予測、コスト回
1134 収期間等を総合的に勘案して決定するものであり、特にサービスの立ち上がり
1135 期等においては、短期的な収支にとらわれずに営業費を支出することがあり得
1136 るという考えに基づき、その一部を除外して計算している。現在の固定通信分野
1137 の営業の実態や、移動通信分野での検証との整合性も踏まえると、営業費相当
1138 額の範囲についてどのように考えるべきか。

費用科目	費用科目に計上される費用の内容
注文受付	営業窓口、116における受付等に必要費用
顧客営業※	利用者に対する営業活動に係る費用(電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む)
システムサポート	顧客営業の技術サポートに係る費用
販売サポート	営業業務に係るオーダー処理費用、契約者管理費用及びテレホンカード販売等に係る費用
	特約店に支払う取次手数料※
出納	電話料金等の受入業務に必要な費用
料金	料金計算業務、請求書の編集・作成及び発行業務、料金催促並びに回収業務等に必要な費用
広報	利用者相談センター・報道対応等の広報活動に必要な費用
宣伝※	テレビ新聞等の広告・宣伝に必要な費用
企画※	営業部門における企画業務に必要な費用
共通営業	各営業業務に共通して発生する費用

(注)※印は、本検証において営業費に含めない費用科目。

1139

1140

(出所)本研究会(第54回)資料54-2(令和4年2月21日)を基に作成

1141

【図3-3 スタックテストガイドラインにおける営業費の分類】

1142

1143

<その他>

1144

- その他、検証時期、検証回数及び利用者料金の算定方法等、近年の固定通信市場における競争環境の変化や移動通信分野での検証との整合性等を勘案し、

1145

1146

現行の検証から見直すべき点はあるか

1147

1148

(2) 主な意見

1149

上記の論点について、第55回会合において関係事業者であるNTT東日本・西日本及び接続事業者(KDDI及びソフトバンク)からヒアリングを実施した。ヒアリング等を通じて事業者及び構成員からは以下のような意見が示された。

1150

1151

1152

① 事業者からの意見

1153

1154

◆ 検証対象

1155

<対象サービス・プラン>

1156

- 「維持・縮退フェーズ」に移行していることから、加入電話及びISDNを検証対象から除外すべき。【NTT東日本・西日本】

1157

1158

- 1159 • MNO3社がモバイル網を用いた固定0AB-J電話サービスの提供を開始して
 1160 いる。当該サービスは各社のサービススペック・提供条件を踏まえると、当社固
 1161 定電話を代替していることは明らかであり、その料金が当社固定電話の利用者
 1162 料金やドライカップ接続料を下回る水準で設定されていることからすると、「当社
 1163 固定電話の利用者料金とドライカップ接続料の関係性」が価格圧搾を起こすよう
 1164 な市場環境ではなくなっていると考えられる。【NTT東日本・西日本】
- 1165 • 既にサービスの「終了フェーズ」にあることから、フレッツADSLをスタックテストの
 1166 検証対象から除外すべき。【NTT東日本・西日本】
- 1167 • 検証対象から除外するハードルと追加するハードルの高さに、少し差があるよう
 1168 に感じる。新しいサービスを検証対象に追加するか否かについては、そのサー
 1169 ビスが提供されている市場規模やシェアなど、競争の実態を分析した上で判断
 1170 すべき。【NTT東日本・西日本】
- 1171 • 現行の検証対象であるサービスブランドや料金プランについては、ボトルネック
 1172 性・不可欠性を有する第一種指定電気通信設備における競争優位性・市場支
 1173 配力の観点や、旧来のネットワークに係るサービスにおける需要減少による接続
 1174 料の上昇が危惧される点を勘案し、従来どおり、検証を実施すべき。【KDDI】
- 1175 • 新しいサービスブランドや料金プラン(フレッツ光クロス、フレッツ光ライトプラス等)
 1176 については、FTTH市場上の競争環境への影響を考慮すると、検証対象に含
 1177 めることが妥当。【KDDI】
- 1178 • 検証対象は第一種指定電気通信設備を用いた全てのサービスを原則とすべき
 1179 (既に廃止が決定しているサービスは対象外を検討)。【ソフトバンク】
- 1180 • フレッツ光クロス、フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANは検証対
 1181 象に追加すべき。【ソフトバンク】
- 1182 • サービスブランド、サービスメニューの分類についても、改めて整理すべき。【ソ
 1183 フトバンク】
- 1184
- 1185 ◆ 検証方法
- 1186 <営業費相当額の基準値(20%)について>
- 1187 • 現行の営業費相当額の基準値(20%)については、平成 19 年度の設定時から
 1188 15 年が経過していることから、直近の実績を踏まえて見直しを検討する余地は
 1189 ある。【NTT東日本・西日本】
- 1190 • より実態に即した検証を行う必要があることを踏まえると、営業費相当額の基準
 1191 は当時(平成 13~17 年度)の比率 20%ではなく、可能な限り最新のデータを用
 1192 いて検証すべき。【KDDI】
- 1193 • 営業費相当額の基準は設定から 15 年以上経過しており、最新のデータに基づ
 1194 き検討することが妥当。【ソフトバンク】

1195

1196 <営業費相当額の範囲について>

1197 • 営業費の範囲について、顧客営業、販売取次手数料及び広告宣伝といった顧
1198 客獲得費用を除いた定常的な営業費相当をもとに基準値を設定するとして現状
1199 のガイドラインの整理は、顧客獲得費用の性質を踏まえると一定の合理性がある。

1200 【NTT東日本・西日本】

1201 • 「顧客営業・宣伝・企画・販売サポート・一般営業（特約店等向け）」の費用は下
1202 記を理由に従前どおり、営業費相当額の基準値からは除外することで良い。【K
1203 DDI】

1204 ▶ 当該費用は顧客獲得のために発生する短期的な費用であること。

1205 ▶ 過去、平成 24 年7月の旧ガイドライン改定時、NTT東西が平成 23 年にフ
1206 レッツ光ライトを新たに提供開始したことを起因として、当該費用を営業費に
1207 含めないとする整理になった経緯がある。FTTH市場にてNTT東西が新し
1208 いサービスブランドや料金プランを随時追加しているという状況は当時から
1209 変わっていないと考えていること。

1210 ▶ なお、仮に新しいサービスブランドや料金プランの提供が止まり、サービス
1211 提供の拡大・拡販が止まっているという状況であれば、その際には営業費
1212 相当額の範囲対象の整理が必要であると考えます。

1213 • 固定通信・移動通信分野において、当該費用の目的・用途大きく異なるもの
1214 はないため、算定方法は揃えるべき。【KDDI】

1215 • サービス提供が順次拡大されている場合、販売促進費等の顧客獲得に係る費
1216 用を短期的な収支にとらわれず営業費として支出する可能性があるため営業費
1217 に含まないことが適当。【ソフトバンク】

1218

1219 ② 構成員からの意見

1220

1221 • スタックテストを実施するに当たってどれくらいのコストがかかっているのか、また、
1222 今の競争状況と比べて、それだけのコストをかけてスタックテストを行うに値する
1223 のかという議論をしてはどうか。

1224 • ISDNやADSLも終わりが見えてきているので、この辺りを考え直すということに
1225 ついては、あまり異論はないのではないか。

1226 • サービスにはライフサイクルがあり、新しいサービスも出てくる一方で、古いサー
1227 ビスも終了していくので、検証の対象を見直すということが必要。見直すに当た
1228 っては、基本的な考え方を整理しておく必要がある。マーケットの状況として競
1229 争が起こらない、競争相手が存在しないようなものにスタックテストが要るかとい
1230 点については、議論の余地がある。

- 1231 • 現行制度では、価格圧搾による不当な競争が生じないかどうかを数値として見
1232 ていくことになっている。そのため、競争が行われている、あるいは他事業者や
1233 接続事業者が存在している以上は、(加入電話も)継続して見ていかざるを得な
1234 いのではないか。
- 1235 • マイグレーションに便乗した詐欺を防ぐための周知のようなものに要する費用と、
1236 顧客獲得のための費用は、区別して考える必要がある。
- 1237 • 他の競争事業者から顧客を引き剥がすための広告だとしたら、それにかかる費
1238 用を範囲外にするというのは適当ではない。
- 1239 • 技術やネットワークの変化に伴って、何をスタックテストの対象から除外するか、
1240 あるいは何を新たに含めるべきかの議論をすべき。固定電話でも、携帯電話と
1241 の競合関係・代替関係が強化されたり、LINE通話等が多く使われるようになると、
1242 市場環境が変わっていくと考えられるため、基本的な考え方を整理し、対象
1243 に何を入れて何をやめるべきかの判断基準について議論を深めることが必要。

1244

1245 (3) 考え方

1246 上記の各者意見も踏まえた、各論点に対する本研究会の考え方は以下のとおりであ
1247 る。

1248

1249 ◆ 検証対象

1250 <対象サービス・プラン>

1251 加入電話及びISDNについては、今なおメタルアクセス回線を用いた競争事業
1252 者(直収電話)が存在することから、直ちに検証対象から除外することは不相当と考
1253 えられる。他方、

- 1254 ➤ 現在では、固定電話市場における競争は(移動通信に比して)減退していること、
1255 ➤ その中でも契約数が増加傾向にあるOABJ-IP電話に比して、加入電話の契約
1256 数は少なく、また減少傾向にある⁷こと、
1257 ➤ モバイル網を用いたOABJ-IP電話サービスの提供が広がっており、実際、当
1258 該サービスを提供する事業者が、「加入電話の代替」として広告・訴求している
1259 ところ、品質面においての差異はあるものの、一般の利用者から見れば、加入電
1260 話との代替性が一定程度認められ得ること、
1261 ➤ MNO3社が提供する当該サービスの料金が、加入電話の利用者料金やドライ
1262 ップ接続料を下回る水準であること、

⁷ 本研究会第一次報告書(2017年9月)時点から比べても、加入電話の契約数はさらに減少(2017年3月末:2,114万⇒2021年3月末:1,573万)している一方で、OABJ-IP電話の契約数はさらに増加(2017年3月末:3,245万 ⇒ 2021年3月末:3,568万)している。

1263 などから、今後、これらの状況も見定めた上で、加入電話及びISDNを引き続き検
1264 証の対象とすべきかについて、改めて検討することが適当である。

1265 また、フレッツADSLについては、既にサービスの終了が決定しており、スタックテ
1266 ストによる検証の必要性はもはや認められないことから、検証対象から除外すること
1267 が適当である。

1268 他方、近年追加された新しいサービスのうち、フレッツ光ライトプラス及びInterco
1269 nected WAN⁸については、将来原価方式に基づき接続料が算定された機能
1270 を利用して提供され、競争事業者が存在することから、検証の必要性が高いと認めら
1271 れ、サービスメニューごとのスタックテストの対象に追加することが適当である。

1272

1273 ◆ 検証方法

1274 <営業費相当額の基準値(20%)について>

1275 最新のデータに基づき見直すことが適当である。具体的には、NTT東日本・西
1276 日本の営業収益及び営業費から算出した営業費比率の、平成28年度～令和2年
1277 度の平均値をもとに見直すことが考えられる。

1278

1279 <営業費相当額の範囲について>

1280 接続料と利用者料金の関係は、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準
1281 の妥当性を検証することが目的であり、その検証方法として当該水準が価格圧搾
1282 による不当な競争を引き起こすことにならないかについて確認するものであって、
1283 仮に営業費相当額を入れずに上記確認をしたとしても、価格圧搾による不当な競
1284 争が行われるおそれ(利用者料金と接続料が近接する等のおそれ)があることから、
1285 接続料のほか、営業費相当額を加えて上記確認をすることが適当である。

1286 他方、現在は、営業費相当額から「顧客営業」、「宣伝」、「企画」及び「販売サポ
1287 ート・一般営業(特約店等)」に係る営業費を除外して、確認を行っている。

1288 これは、「サービスの立ち上がり期等においては短期的な収支にとらわれずに営
1289 業費を支出することはあり得る」という考え方⁹に沿って、例外的に当該営業費を除
1290 外しているものであるが、特にFTTHアクセスサービスについては、その始まり
1291 (2001年)から20年以上が経過し、既に契約数も約3,500万に達し、さらに近年は契
1292 約数の増加率も微増傾向にとどまっている¹⁰といった現状を踏まえれば、「サービス
1293 の立ち上がり期」には該当せず、例外的に当該営業費を除外する必要性は認めら
1294 れない。

⁸ フレッツ光ライトプラスは2016年に、Interconnected WANは2021年に提供開始。なお、フレッツ光クロスについては、2020年からサービスメニューごとの検証対象に追加されている。

⁹ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルール整備について」答申 2007年3月30日情報通信審議会)

¹⁰ 2015年度末～2020年度末時点における契約数の対前年同期比の増加率は、いずれも5%前後。

1295 よって、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」及び「販売サポート・一般営業(特約店等)」
1296 に係る費用も原則計上することが適当である。

1297 ただし、CSR活動に係る営業費等自社サービス(それに付随するものを含む。)
1298 の提供を直接目的としない営業費(例えば、NTT東日本・西日本が行うマイグレー
1299 ションに関する周知にかかる費用等)については、価格圧搾による不当な競争を引
1300 き起こすおそれが低いことから、除外することが適当である。

1301

1302 上記の考え方を踏まえて検証を実施するため、総務省において、平成 30 年指針の
1303 改定等、所要の対応を行うことが適当である。

1304 また、検証を進める中で改善を要すると考えられる事項があった場合や、市場の競
1305 争状況に変化が生じた場合等には、上記の考え方の見直しを検討することが適当で
1306 ある。

1307 **第4章 モバイル接続料の適正性向上**

1308 ⇒ 本日の資料 59-2による議論を踏まえ反映。

1309

1310 (1)検討の経緯

1311 …

1312

1313 (2)主な意見

1314 …

1315

1316 (3)考え方

1317 …

1318

1319 **第5章 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放**

1320 ⇒ 本日の資料 59-1による議論を踏まえ反映。

1321

1322 (1)検討の経緯

1323 …

1324

1325 (2)主な意見

1326 …

1327

1328 (3)考え方

1329 …

1330

第6章 NGNの関門系ルータ交換機能に係る諸課題の検討

1. 検討の経緯

FTTHアクセスサービスなどのIP通信の役務(卸電気通信役務を含む。)の提供のために、NTT東日本・西日本が構築するNGNにISP等の他事業者が接続する方式としては、PPPoE(Point-to-Point Protocol over Ethernet)方式¹¹とIPoE(Internet Protocol over Ethernet)方式¹²の両者が並存している。

NTT東日本・西日本とISPとの接続点には、PPPoE方式では網終端装置、IPoE方式ではゲートウェイルータ(以下「GWR」という。)が設置されるところ、これら関門系ルータの扱いについては、本研究会において継続的に議論・検討が行われてきたところである。

1341

	PPPoE接続	IPoE接続
接続事業者数	・接続事業者数に制限なし(現時点で76者接続)	・技術的な要因から、接続事業者数の上限は現在16者。(現在は9者が接続)
接続点	都道府県ごとに設置	東京・千葉・埼玉・神奈川・北関東・北関東・甲信越・東北・北海道 ^{※1} 大阪・兵庫・愛知・広島・福岡・静岡・京都・岐阜・三重 ^{※1}
接続帯域・ポート	小容量あり	大容量のみ(小容量化については、接続事業者の具体的な要望に基づき検討)
接続用設備の費用負担	一部のメニューを除き、原則として、NTT東日本・西日本が費用を負担	GWRについて網使用料として接続料を設定 接続事業者が負担
接続用設備の増設	原則としてNTT東日本・西日本が増設可否を判断(増設基準)	接続事業者が自由に増設することが可能
IPアドレスの付与	インターネット用IPアドレスを接続事業者が付与(NGN用はNTT東日本・西日本が付与)	VNE事業者から預かったインターネット用IPアドレスをNTT東日本・西日本が付与
通信の管理	インターネット用IPアドレスを用いた通信の全てを接続事業者が管理(接続事業者が完全なフィルタリング等を提供可能)	インターネット用IPアドレスを用いた通信で接続事業者の管理できないものが生じるおそれ
網内折り返し通信	NGN内の利用者との通信であってもインターネット用IPアドレスを用いた通信の全てが接続事業者経由	NGN利用者間の直接の通信 ^{※2} がインターネット用のIPv6アドレスと同じアドレスで可能
優先パケット利用	NGNの優先パケット関係機能の利用不可	NGNの優先パケット関係機能の利用が可能
その他留意事項	-	他事業者がVNE事業者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における卸役務等の概要 ②利用に係る問合せ窓口等の情報開示の手続き ③提供の請求及びその回答を受ける手続きの整備・公表の責務を接続約款で義務付け。

※1 令和4年2月21日時点で確認できているもの。 ※2 NGN利用者間の直接の通信とは、網内折り返し通信を指す。

1342

¹¹ 平成20年3月のNGN商用サービス開始時から用いられている方式であって、ホームゲートウェイ等の利用者端末と、他事業者との接続用設備である網終端装置の間に、論理的なトンネル(セッション)を構築し、NGN外との通信(インターネット通信等)は他事業者の割り当てるIPアドレスにより全て当該セッションを通過し他事業者の設備との間で伝送されるが、NGN内に閉じた通信(フレッツ利用者間の光IP電話等)は、NGN用の別のIPv6アドレスの割り当てを受けて行う方式である。

¹² NGNにおいてIPv6によるインターネット接続サービスを提供するための一方策として、平成21年8月から用いられているもので、NTT東日本・西日本が他事業者に割り振られたIPv6アドレスを預かった上で各利用者端末に割り当てることにより、NGN外との通信も、NGN内の通信も当該IPv6アドレスにより行うことができる方式である。

1343 (出所) 本研究会(第54回)資料54-3(令和4年2月21日)を基に作成

1344 【図6-1 NGNのISP接続の方式(インターネット通信等のための接続の方式)】

1345

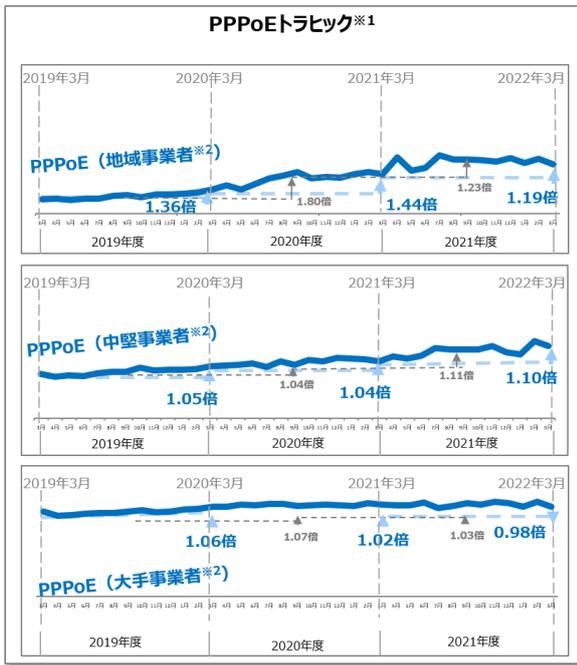
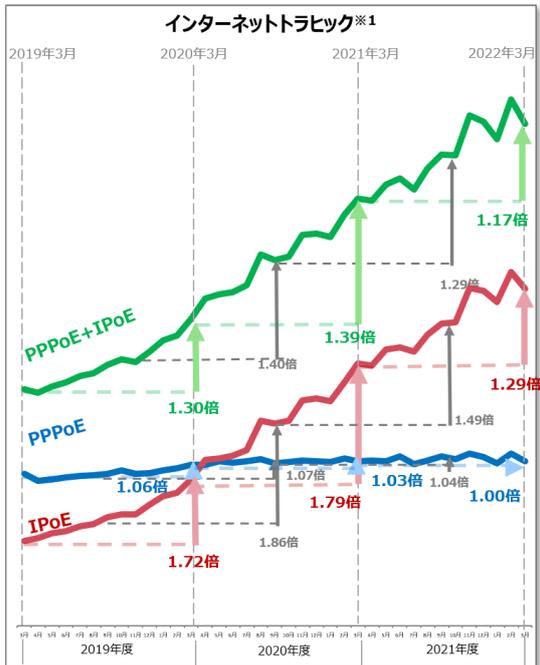
1346 IPoE方式で用いられる関門系ルータ(GWR)については、本研究会第二次報告
1347 書において、「共通的に利用される基本的な接続機能として位置づけ、原則として網
1348 使用料として接続料を設定することが適当」としつつも、IPoE方式の「関門系ルータ機
1349 能の利用が始まったときの前提からの変更となる」ことから、「当面の間、関門系ルータ
1350 の機能の利用を接続事業者が中止した場合に当該事業者が利用していた分に相当
1351 する費用(利用中止費)を当該事業者の負担とする対応が可能となるよう、接続料制度
1352 において措置することが適当」とされた。

1353 また、本研究会におけるこれらの考え方に沿う形で、省令改正¹³も行われ、関門系
1354 ルータ交換機能は基本的な接続機能として定められた一方、当該機能のうち、IPoE
1355 方式での接続に用いられるものについては、経過的な特例措置として、当該省令の附
1356 則第6項に基づき、当分の間、総務大臣の許可を受けて、当該機能の利用中止費に
1357 ついて、利用を中止した事業者から取得することができる旨規定された。ただし、「当
1358 分の間」がいつまでなのか、具体的な整理は現在まで行われていない。

1359 他方、PPPoE方式で用いられる関門系ルータ(網終端装置)については、NGNの
1360 インターネットトラフィックが年々増加する中で、網終端装置の十分な能力を確保するこ
1361 とが課題となっているところ、PPPoE方式では必ずしも接続事業者のみの判断では網
1362 終端装置の増設ができない仕組みとなっており、接続事業者からPPPoE方式の関門
1363 系ルータ(網終端装置)の混雑について累次にわたり課題が指摘されてきたところであ
1364 る。

1365

¹³ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第6号)

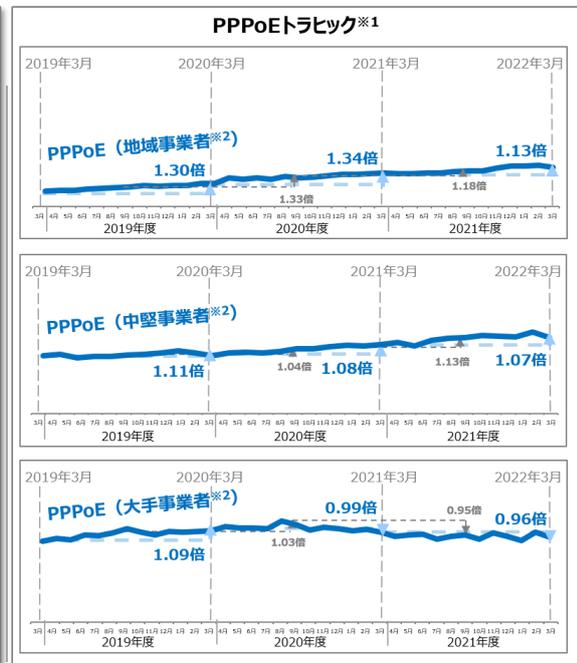


※1 NGN用網終端装置またはGWルータを稼働するダウンロードトラフィックについて、月毎の最繁忙時間のデータをプロットしたグラフ。
 ※2 特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、全国提供かつIPoEを主力としている事業者を「大手事業者」と分類。

1366
 1367
 1368
 1369

(出所) 令和元年9月25日付け総基料第132号に基づくNTT東日本からの報告

【図6-2 NGNのインターネットトラフィックの動向(NTT東日本)】



※1 NGN用網終端装置またはGWルータを稼働するダウンロードトラフィックについて、月毎の最繁忙時間のデータをプロットしたグラフ。
 ※2 特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、全国提供かつIPoEを主力としている事業者を「大手事業者」と分類。

1370
 1371

(出所) 令和元年9月25日付け総基料第132号に基づくNTT西日本からの報告

1372 【図6-3 NGN のインターネットトラフィックの動向(NTT西日本)】

1373

1374 これらの点について、令和3年度の接続料改定等に係るNTT東日本・西日本の接
1375 続約款の変更認可(令和3年5月 28 日)に際して実施された意見募集において、JAI
1376 PAから、下記の旨の意見が提出された。

1377

1378 ① GWRについては、「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められ
1379 ているが、あくまで過渡的な措置であり、速やかに本則通り計算すべき。

1380 ② 網終端装置については、新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネット
1381 のトラフィックも大きく増加している状況を見れば、現在の増設基準で十分でなく、
1382 利用者が円滑にインターネットを利用できないことは明らか。ユーザ数(セッション数)
1383 ベースから、トラフィックベースに増設基準を根本的に変更し、利用者の通信
1384 品質を確保することが必要。

1385

1386 当該意見も踏まえ、情報通信行政・郵政行政審議会から、総務省からNTT東日
1387 本・西日本に対し、下記の旨について報告を求めるための要請を行うことを求める旨
1388 の答申(同年5月 28 日)があったことを受け、総務省からNTT東日本・西日本に対し、
1389 同日、下記の旨を報告するよう要請を行い、同年 10 月 29 日に報告があった。

1390

1391 ① GWRの接続料の算定方法の見直し等について、NTT東日本・西日本におい
1392 て、接続事業者との協議を踏まえて検討し、総務省にその検討結果を報告する
1393 こと。

1394 ② 新型コロナウイルス感染症の影響によりトラフィックが増加している中で、網終端装
1395 置の増設基準が妥当であるか等について、総務省に報告すること。

1396

1397 これらの報告内容について、第 54 回会合において総務省から報告を受けた上で、
1398 第 56 回会合において、関係事業者・団体であるNTT東日本・西日本、一般社団法人
1399 IPoE協議会(以下「IPoE協議会」という。)及びJAIPAから考え方を聴取すべく、ヒア
1400 リングを実施した。

1401

1402 2. GWRの利用中止費の算定方法について

1403 (1)第五次報告書以降の経過及び主な意見

1404 本件について、上記の答申・要請を踏まえ、NTT東日本・西日本においてJAIPAと
1405 の団体協議を令和3年7月以降実施したところ、NTT東日本・西日本からの報告によ

1406 れば、JAIPAからは、GWRの利用中止費は本則どおり算定すべきとの意見があった
1407 もの、現行の算定方法により生じている問題や見直しの必要性については明らかに
1408 ならなかったとのことであった。

1409 他方、VNE事業者¹⁴の団体であるIPoE協議会からは、団体協議の要望はなかった
1410 もの、GWRの接続料算定方法については現行の方法の継続を要望する旨の意見
1411 があったとのことであった。

1412 本件について、本研究会において示された関係事業者・団体及び構成員からの意
1413 見は以下のとおりである。

1414

1415 ① 事業者からの意見

1416

1417 • GWRの接続料については、下記の理由から、現行の算定方法を継続すること
1418 が公平かつ適正な費用負担の実現や事業者の利便性確保の観点から望ましい。

1419 【NTT東日本・西日本】

1420 ▶ 接続事業者の要望に応じて、多様な形態でPOIが利用されている実態を踏
1421 まえれば、GWRごとに発生した費用について、当該GWRを利用する接続事
1422 業者が個別に負担する現行の算定方法が、費用の発生の様態に応じた負担
1423 となる点で、接続料の原則に照らして適切と考えられること。

1424 ▶ 現在、既にIPoE接続を行い接続料を負担している接続事業者から、その
1425 要望に応じた増設が可能な現行の算定方法を継続してもらいたいとの要望を
1426 受けていること。

1427 ▶ 利用中止費の個別負担を取りやめる場合、当該利用中止費相当額の接続
1428 料原価への算入により、月額料金が上昇し、かえって新規参入の障壁となる可
1429 能性があること。現に、直近3年間ににおいても複数の接続事業者が新たにIPo
1430 E接続を開始している。

1431 • 接続料の算定方法が網使用料・網改造料のどちらであっても、要したコストを回
1432 収できるものと考えており、当社はニュートラルな立場。【NTT東日本・西日本】

1433 • 網使用料化することで、GWRがVNE事業者の専有設備ではなくなるため、IPo
1434 E接続に用いられる設備以外も含めた全体の設備投資の一部扱いとなり、IPoE
1435 事業者ではなくNTT東日本・西日本判断での増設となる上、需要の想定を外れ
1436 るような増設をタイムリーに行うことが困難になる。【IPoE協議会】

1437 • VNE事業者の要望ベースの増設が可能であったことが、コロナ禍でも(IPoE
1438 接続における)輻輳のない高品質な通信を確保したのであり、将来においても

¹⁴ Virtual Network Enablerの略。IPoE方式において、NGNと直接接続し、他のISPに対してエンドユ
ーザに対する接続機能を提供する電気通信事業者。

- 1439 「VNE事業者の要望ベースの増設」が一般消費者のために必須。【IPoE協議
1440 会】
- 1441 • 利用中止費を網使用料化することで、下記のとおりIPoE事業者間で不公平な
1442 負担を発生させるリスクがある。これらは、IPoE事業者にとって予期せぬ負担増
1443 が発生し、第三者の行為により事業予見性が失われる可能性を有している。【IP
1444 oE協議会】
 - 1445 ▶ 利用中止したIPoE事業者自身が費用負担をしない。
 - 1446 ▶ 翌々年度の利用料金としてIPoE事業者全体で負担することとなる。
 - 1447 ▶ 利用中止後の新規参入事業者もコスト負担することとなる。
 - 1448 • 事業者及びその先の利用者へのサービス提供の観点からは、(IPoE接続と比
1449 較して)PPPoE接続が劣後であることはない。【IPoE協議会】
 - 1450 • トラフィックの増加が継続している限りは、VNE事業者それぞれの戦略に基づい
1451 てGWRの増設を進めるという現在の状況を継続するためにも、現行の網改造
1452 料での算定基準を維持してもらいたい。【IPoE協議会】
 - 1453 • GWRについて、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱
1454 いが認められているのは、あくまでも過渡的な措置。GWRの更改を機に当面の
1455 措置の適用を終了し、また他県に現在設置されているGWRも速やかに本則ど
1456 おり計算すべき。【JAIPA】
 - 1457 • 既存のIPoE事業者の全てが同意していることをもって、法令の本則から外れた
1458 取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事
1459 業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨
1460 抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題。【JAIP
1461 A】
 - 1462 • この経過措置を打ち切らなければ、本研究会などの場でプロセスを踏んで決め
1463 た使用料化の政策を、一部の当事者の意向で無視できることになり、本研究会
1464 の議論をないがしろにすることになる。また、法令で原則は純粋な使用料とされ
1465 ていることから、経過措置をやめて本則に戻したとしても、既存当事者に不当な
1466 不利益が生じることは考えられない。【JAIPA】

1467

1468 ② 構成員からの意見

1469

- 1470 • 定常的に接続事業者が利用している機能は、網使用料として接続料を算定する
1471 方が、制度趣旨に沿っているように感じるため、現在の網改造料での算定という
1472 ややイレギュラーな状態でも、機能を提供する側・それに接続する側ともに、現
1473 状のままでよいと主張していることに少し困惑している。なるべく本来の趣旨どお

- 1474 りにするという方向で検討しつつ、それで本当に問題が生じるのかどうかを確認
1475 した方がよいのではないか。
- 1476 • 接続事業者が新しい接続メニューを要求した際には、新しく接続を希望した事
1477 業者が接続料を払うということで、網改造料として整理されてきた。他方、多くの
1478 事業者が同じものを使った接続を要望する状況であれば、それはネットワークが
1479 本来具備すべき基本的な機能と捉えられ、網使用料として整理し、接続事業者
1480 間で広く負担すべきものとしてきた。そのような考え方に基づいて、本件につい
1481 てもどのような段階で網使用料に移行できるか、議論していくべき。
 - 1482 • 現在、IPoE接続のPOIの設置場所は少しずつ増えている状況であり、少なくと
1483 もその増加傾向が安定するまでは、接続事業者が自らの投資判断に責任を持
1484 つという観点からも、「当分の間」は継続する方がよいのではないか。他方で、事
1485 業規模のそれほど大きくない事業者にとってみれば、顧客をあまり獲得できなか
1486 った際にGWRを利用中止するという状況においては、そのコストを自らの社が
1487 負担するのは資金的には苦しく、全事業者で割って負担してほしいという事情も
1488 理解できる。
 - 1489 • ある機能の接続料に網使用料・網改造料のどちらを採用するかは、どの程度普
1490 遍的に利用されているかによって判断すべきであり、その点、現時点において
1491 は、IPoE接続を行う事業者は9社存在しており、網使用料化するには十分な数
1492 と考えられる。他方、NTTが次世代ネットワークとしてIOWN構想を提唱してお
1493 り、将来的には、IPoE接続を行う事業者が少なくなることも考えられる。その時
1494 点でそのような状況になっているかは不明だが、2025年においても、そのときの
1495 状況をよく見て適切に判断する必要がある。

1496

1497 (2) 考え方

1498 閉門系ルータ交換機能(IPoE方式に用いられるものに限る。)の利用中止費の扱い
1499 について、関係者からのヒアリングの結果、NTT東日本・西日本による単県POIの増
1500 設が現在も続いている状況であり、それに伴いVNE事業者が利用するPOIの種別や
1501 ポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している
1502 状況であるといった事情が判明した。このような変動期において、原則(網使用料での
1503 算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ち
1504 に原則に戻すことは適当ではない。

1505 これらの状況は、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が続く間は継続するも
1506 のと想定されるため、現時点において、当該増設が落ち着くものと想定される令和7年

1507 ¹⁵を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研
1508 究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが
1509 適当である。

1510 NTT東日本・西日本及びVNE事業者においては、将来的には利用中止費の扱い
1511 が原則に戻すことを念頭に置き、必要な対応を検討していくことが求められる。

1512

1513 3. 網終端装置の増設基準について

1514 (1) 第五次報告書以降の経過及び主な意見

1515 本件について、上記の答申・要請も踏まえ、引き続き、NTT東日本・西日本におい
1516 てJAIPAとの団体協議が行われてきた。また、ISPからの要望も踏まえ、令和4年3月
1517 から、地域事業者向けメニューに関する増設基準の見直しが実施された。

1518 本件について、本研究会において示された関係事業者・団体及び構成員からの意
1519 見は以下のとおりである。

1520

1521 ① 事業者からの意見

1522

1523 <トラフィックの現状やそれを踏まえたこれまでの各社の取組等について>

1524 • これまでも、インターネットトラフィックの状況や接続事業者の要望を踏まえ、増設
1525 基準セッション数の引き下げ、トラフィックレポートシステムの機能向上、自由に増
1526 設が可能となるメニューや地域事業者向けメニューの提供、10Gbpsの網終端
1527 装置の提供等を行うことで、網終端装置の利便性の向上に努めてきた。【NTT
1528 東日本・西日本】

1529 • 接続事業者・都道府県ごとの網終端装置の帯域使用率等の状況を注視し、帯
1530 域使用率の高い網終端装置を利用する接続事業者に対して網終端装置の増
1531 設等を提案するなど、日頃より接続事業者と連携し、より円滑なインターネット環
1532 境の実現に向け取り組んでいるところ。【NTT東日本・西日本】

1533 • トラフィックは増えているにもかかわらず、増設基準は据え置きのままである。また、
1534 PPPoE接続のトラフィック推移は、トラフィックの大多数を占める大手事業者の利用
1535 者がIPoE接続に流れているため、全体としては増えていないように見えるに過
1536 ぎない。そのため、PPPoE接続を主力とし、網終端装置をまだ増設している事
1537 業者のみのトラフィック推移を確認すべき。【JAIPA】

¹⁵ 現時点で判明している限りでは、NTT東日本において令和7年4月以降に行われる4箇所の単県P
OIの設置が、単県POI増設の最後となる予定。

- 1538 • NTT東日本・西日本は「現行の増設基準での運用のもと、帯域使用率について
1539 改善が進んでいる状況である」としているものの、ISP事業者はそう捉えていない。
1540 【JAIPA】
- 1541 • 増設基準が満たされない一方で、トラフィックが増加していることから、PPPoE事
1542 業者もIPoEを併用している。また、地域特例メニューの恩恵を受けない大手・中
1543 堅ISPは、D型・F型といった、増設基準なしで全額ISP負担の網終端装置を追
1544 加するとともに、帯域制御装置を用いてトラフィックを抑えている。【JAIPA】
- 1545 • ISPからは、PPPoE接続の増設基準が緩和されれば、その利用の拡大を望む
1546 声も上がっている。【JAIPA】
- 1547 • 実際に輻輳が発生している網終端装置が存在しているものの、個社のデータを
1548 (JAIPAを通じて)団体協議の場に出すことについては、NTT東日本・西日本と
1549 の関係を考えると相当な抵抗がある。【JAIPA】
- 1550 • 網終端装置を増設したいとISPが希望しても、セッション数が増設基準に達して
1551 なければNTT東日本・西日本から断られる。【JAIPA】
- 1552
- 1553 <これからの取組・要望について>
- 1554 • 現行の増設基準においても多くの接続事業者において必要な帯域の確保が継
1555 続的になされており、帯域使用率が改善傾向にある状況や、これまで増設基準
1556 の見直し以外にも様々な取組みにより利便性の向上を図ってきたことを踏まえる
1557 と、セッションベースからトラフィックベースへの変更を含めて、現時点において直
1558 ちに増設基準の見直しが必要な状況にはない。【NTT東日本・西日本】
- 1559 • 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式の浸透など、近年は予
1560 測し難い大きな変化が起きており、インターネットトラフィックの動向についても不
1561 透明な状況。そうした状況において、増設基準については見直しのルールを固
1562 定的に定めておくのではなく、状況に応じて速やかに見直しの対応を行っていく
1563 ことが肝要。【NTT東日本・西日本】
- 1564 • これらの対応に当たっては、トラフィック以外にも新たな網終端装置の開発といっ
1565 た技術革新を始め、様々な観点からの対応方法を検討していく。引き続き、イン
1566 ターネット接続全体の状況や装置ごとの帯域の使用状況、接続事業者から共有
1567 される具体的な困りごとの状況等を確認し、必要な対応を行っていく。【NTT東
1568 日本・西日本】
- 1569 • トラフィックレポートシステムによって、個別の網終端装置の状況はNTT東日本・
1570 西日本においても把握可能であるため、団体協議においても、輻輳が生じてい
1571 る個別の網終端装置のデータを示してもらえれば、具体的な協議が進むのでは
1572 ないかと考えている。【NTT東日本・西日本】
- 1573 • 以下の理由から、PPPoE接続とIPoE接続の同等性の確保が重要。【JAIPA】

- 1574 ➤ 中堅、地域事業者にとって、ローミング以外の方法でのIPoE方式での接続
1575 が困難である以上、PPPoE方式の併存は重要であること。
- 1576 ➤ 利用者の環境や使い方によっては、PPPoE方式でないと使えない機能も
1577 あることから、PPPoE方式は引き続き重要なこと。
- 1578 ➤ PPPoE方式とIPoE方式の機能や品質は、公正な競争環境確保の観点から、
1579 合理的な理由がある場合を除いて極力同等であることが重要であること。
- 1580 • 大手事業者のIPoE方式への移行により、当該事業者が使わなくなった網終端
1581 装置が生じている可能性があり、まずはNTT東日本・西日本において、そのよう
1582 な実態を調査することを要望。そのような網終端装置を中堅・地域事業者が利
1583 用する仕組みができれば、それらの事業者の問題を解決できる可能性がある。
1584 また、大手事業者が、必要としなくなった網終端装置をNTT東日本・西日本に
1585 返却することを促進する仕組みが必要（現在は、使用しなくなった網終端装置を
1586 償却期間中に返却しても費用負担が軽減されないため、返却するメリットがない。
1587 ）。【JAIPA】
- 1588 • 増設基準の改定で今後問題が生じないようにするために、下記のいずれかの方
1589 策を提案。【JAIPA】
- 1590 ➤ トラフィックベースでの増設基準の採用。
- 1591 ➤ 増設基準のないD型・F型網終端装置以外の装置での増設基準の廃止。
- 1592 ➤ 増設基準のないD型・F型網終端装置で全額負担となっている額の引き下
1593 げ。
- 1594 ➤ 総務省が半年に1回公表している日本全体のトラフィック量の推移に連動して、
1595 機械的に毎年増設基準を改定。
- 1596 • 各網終端装置の逼迫を検知した場合、NTT東日本・西日本から該当のISPに
1597 対して提案している①別の網終端装置への(ユーザの)収容替えや②増設基準
1598 無しメニューの増設については、以下のように捉えている。【JAIPA】
- 1599 ① あまり現場で使われる方法ではなく、輻輳回避策としては事実上機能しない。
- 1600 ② ISPの 100%費用負担の下に行われるためISPにコストを押し付けるもので
1601 あり、かつ、トラフィック増量対応のために増設基準なしのメニューを利用するこ
1602 とは、増設基準なしのメニューの本来の趣旨(特殊な使い方をする特別のサ
1603 ービスのためのもの)に反する。

1604

1605 ② 構成員からの意見

1606

- 1607 • 実際にどの程度トラフィックが混雑しているかを示すデータを見る必要がある。
- 1608 • 特に地方のみでサービスを展開しているISPにとっては、全国サービスとしてのI
1609 PoEに手を出すというのはなかなかハードルが高いのではないかと。

- 1610 • 最近では日常的に、オンライン会議やテレワーク、学校の授業でもネットを使うよう
1611 になっており、混雑しないサービスが今まで以上に、社会的に求められる環境
1612 になっている。セッション基準か、トラフィック基準かという二分論的に見るよりも、ユ
1613 ーザに対するサービス提供において、事業者はどのような速度・サービスの質を
1614 保証すべきなのかという視点が重要であり、その質を保証するために、NTT東
1615 日本・西日本はどこまで負担する必要があるのかという視点で考えることが基本
1616 ではないか。そのためにも、輻輳についてデータで現状を見ていきながら、問題
1617 解決に向けてどういう対応をすべきか、基準をどのように変えるべきかを判断し
1618 ていくべき。
- 1619 • NTT東日本・西日本のデータから見ると、そこまで混雑していないように見える
1620 一方、実際にJAIPAが提示したように、輻輳している網終端装置があるのだとし
1621 たら、総帯域で割るということではなく、網終端装置ごとのばらつきがわかるデー
1622 タを（NTT東日本・西日本は）示す必要があるのではないか。
- 1623 • 輻輳が起きているかどうかを、どのように把握するかについてNTT東日本・西日
1624 本とJAIPAの主張に相違があるため、全体としてのトラフィックを見るのみならず、
1625 個別の事業者やユーザといった現場において、どのような問題が生じているの
1626 かを把握するためにも、データで輻輳の状態を見られるようにするということが重
1627 要。
- 1628 • この課題（網終端装置の増設基準）については、長いこと議論を重ねているもの
1629 の、NTT東日本・西日本とJAIPAの協議が足踏みをしているように見えるため、
1630 総務省がオブザーバ参加することも考えられるのではないか。
- 1631 • NTT東日本・西日本が、事業者ごと・都道府県ごとの網終端装置の帯域使用率
1632 の状況を注視し、帯域使用率の高い網終端装置を利用している事業者に対し
1633 て網終端装置の増設等を提案するという点については、輻輳が起こってから対
1634 応するだけでなく、輻輳を起こさないように対応するという主張であり、前向き
1635 な対応を期待できるものとして評価できる。
- 1636 • 個別事業者やエンドユーザでどのような問題が生じているのかを見ていき、輻輳
1637 を防ぐためのルールや改善に向けた対応が必要。
- 1638 • JAIPAから提案があったように、大手事業者が使用しなくなった網終端装置を
1639 利活用できるようになれば、効率的な運用ができるのではないか。
- 1640 • D型・F型を使用すればよいという意見もあるが、IOWNが見えている中で、今か
1641 らD型・F型に投資して減価償却できるのかということは、ISPが懸念するであろう
1642 点であり、そのようなISPの立場も考慮して検討を進めるべき。
- 1643 • NTT東日本・西日本には、IOWNを構築するに当たって、様々な規模のISPが
1644 存在することを念頭において、全てのISP事業者にとって使いやすいネットワー
1645 クの構築を目指してもらいたい。

1646

1647 (2)考え方

1648 <現状認識>

1649 NTT東日本・西日本から示されたとおり、全体として見ればPPPoE方式の帯域使
1650 用率は改善傾向にある。これは、10Gbpsの網終端装置(令和2年10月提供開始)が
1651 多くの事業者を活用されていることに加え、大手事業者においてはIPoE方式への移
1652 行が進められていること、地域事業者においては、地域事業者向けメニューの提供な
1653 どが寄与しているものと考えられる。

1654 他方で、JAIPAからは、

- 1655 ▶ 地域事業者向けメニューの対象とならない上に、IPoE方式への移行も難しい中
1656 堅事業者は、網終端装置で輻輳を避けるため、帯域制御装置などの導入によりト
1657 ラヒックを網終端装置の上流で抑えている可能性があること、
- 1658 ▶ 大手事業者のトラヒックがIPoE方式に移行しているため、PPPoE方式の網終端
1659 装置辺りのトラヒックには余裕が出ているように見えるものの、PPPoE方式を主力
1660 とする中堅事業者においては、PPPoE方式のトラヒックが増加傾向にあり、依然と
1661 して網終端装置の増設も行っていること、

1662 などから、「帯域使用率は改善傾向にある」とのNTT東日本・西日本の主張は実態に
1663 そぐわないとの指摘がされている。加えてJAIPAからは、あるISPにおいて実際に輻
1664 輳状態が発生したとするデータが示されている。

1665 以上を踏まえると、全体の平均として見れば、帯域使用率は低下傾向にあるものの、
1666 個別の事業者・網終端装置のレベルで見れば、帯域使用率が高くなっているケースも
1667 存在しているものと認められる。

1668

1669 <総務省及びNTT東日本・西日本に求められる取組>

1670 上記の現状認識に基づけば、全体として見ると帯域使用率は改善傾向にあることか
1671 ら、NTT東日本・西日本において、増設基準の一律緩和や、増設基準のセッション数
1672 からトラヒック基準への見直しを直ちに行う必要性は認められない。

1673 他方で、帯域使用率の高い網終端装置を利用する事業者に対して、解決策を個別
1674 に提案する取組については、NTT東日本・西日本において積極的に行うことが適当
1675 である。その際、既に提案している旨NTT東日本・西日本から提示のあった対策(①
1676 ユーザの収容替え、②10G網終端装置への装置の置換え及び③事業者要望に応じ
1677 た増設基準無しメニュー(D型・F型)の提供)のうち、

- 1678 ▶ ①については、現実的に運用することが非常に困難である旨JAIPAから指摘が
1679 あったこと、
- 1680 ▶ ③については、C型等による円滑なインターネット接続が前提であること、

1681 に留意し、可能な限りISP側の実態に寄り添った提案を行えるよう、NTT東日本・西日
1682 本においては、JAIPAとの団体協議を通じて、ISP事業者の要望を丁寧に聞き取りな
1683 がら、検討を進めることが適当である。

1684 また、JAIPAから提案のあった、ある事業者が必要としなくなった網終端装置を、他
1685 の事業者が、その要望に基づいて利用できる仕組みについては、これまでもNTT東
1686 日本・西日本において網終端装置の転用を行ってきていることを踏まえ、JAIPAとの
1687 団体協議を通じて、ISP事業者の要望を丁寧に聞き取りながら、実現可能性について
1688 検討を進めることが適当である。

1689 NTT東日本・西日本における上記の取組・検討状況については、フォローアップが
1690 着実に行われることが必要であり、そのために、総務省からNTT東日本・西日本に対
1691 して必要な要請を行うことが適当である。

1692

1693 <今後の検証>

1694 上記のとおり、既にNTT東日本・西日本が個別の事業者に提案している対策につ
1695 いては、JAIPAから、少なくともその一部を評価しない声が上がっているととも、JAI
1696 PAからは、トラフィックベースでの増設基準が提案されている。その本質的な理由として
1697 は、1セッション当たりのトラフィックが増加傾向にあると想定される現状において、現行
1698 のセッション数基準の増設基準を維持する限りは、「セッション数は増設基準を満たさ
1699 ないにもかかわらず、トラフィックが逼迫してしまう可能性がある。」という問題を根本的に
1700 解決することが困難なことが考えられる。

1701 そうした問題が実際に生じているかについては、例えば下記のような状況を裏付け
1702 るデータ等が、JAIPAから本研究会に対して示されて初めて、議論・判断を行うことが
1703 できる性質のものである。

- 1704 ▶ 1セッション当たりのトラフィックが増加傾向にあること。
- 1705 ▶ セッション数は増設基準を満たしていないにもかかわらず、トラフィックが逼迫・輻輳
1706 していること。
- 1707 ▶ ISP側の帯域制御によって、トラフィックの逼迫・輻輳を回避していること。
- 1708 ▶ 上記のような状況が継続的・断続的に発生していること。

1709 今後、上記のようなデータが提出された場合には、本研究会において当該データに
1710 基づく検証を行った上で、必要であると認められれば、例えば、トラフィックが実際に逼
1711 迫・輻輳している個別の網終端装置に対して、必要な帯域の確保等により解消を図る
1712 ための新たな対応について、NTT東日本・西日本に対して速やかな検討を求めると
1713 いったことなど、対応の方向性について検討を行うことが適当である。

1714 なお、この検証を行うに際しては、NTT東日本・西日本に対しても、トラフィックレポー
1715 トシステムを通じて把握した網終端装置ごとの帯域使用率の推移を示すデータを、本

1716 研究会に提出することを求める必要がある。

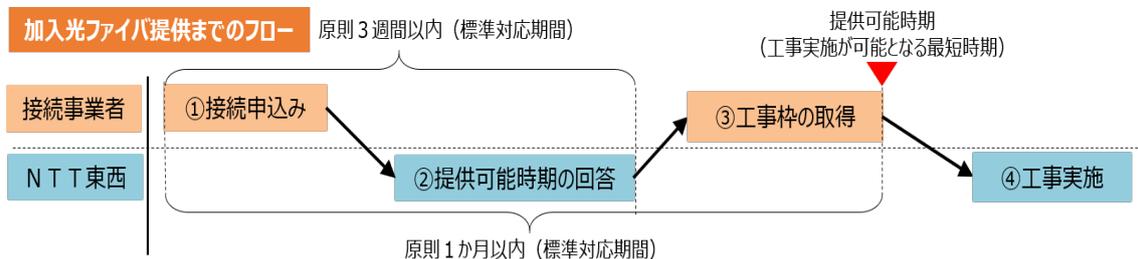
1717 第7章 加入光ファイバ等の提供遅延

1718 1. 検討の経緯

1719 ある電気通信事業者がFTTHアクセスサービス等を提供するに際し、NTT東日
1720 本・西日本が設置する加入光ファイバ又は局内ダークファイバとの接続や、NTT東日
1721 本・西日本の局舎内におけるコロケーションを希望する場合、両者の設備等を物理的
1722 に接続させるための工事が必要となるところ、当該事業者がNTT東日本・西日本に対
1723 し接続等を申し込んでから、実際に工事が行われ加入光ファイバ等が当該事業者に
1724 提供されるまでには一定の手続や期間を要する。

1725 加入光ファイバを例にとると、①接続事業者からの申込みを受け、②NTT東日本・
1726 西日本が提供可能時期(工事実施が可能となる最短時期)の回答を行う。その後接続
1727 事業者は③工事枠(実際に工事を行う日時)の取得を行い、④工事実施に至る。この
1728 うち②については、接続約款上、NTT東日本・西日本は申込みの到達した日から原
1729 則3週間以内に回答することとされている。また、回答に記載される提供可能時期につ
1730 いては、申込みが到達した日から原則1か月以内とされている。

1731



1732

1733

(出所) 本研究会(第55回)資料55-7(令和4年3月11日)を基に作成

1734

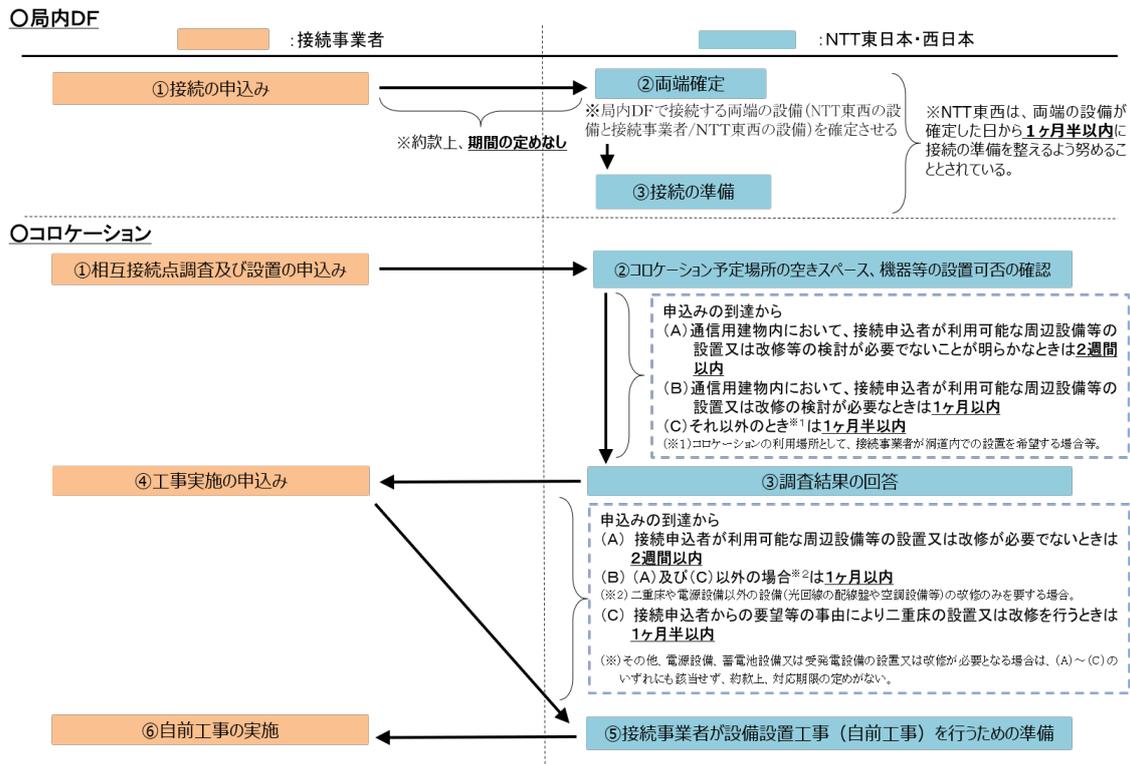
【図7-1 加入光ファイバ提供までのフロー】

1735

1736 他方、標準対応期間を超えることがある場合として、「光屋内配線の調査に時間を
1737 要する」場合、「光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要する」又は「利用
1738 者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がない」場合及び「大量の申込みを
1739 一時に受け付けた」、「大量の申込みを既に受け付けている」等の特別の事情がある
1740 場合が接続約款に規定されている。

1741 また、局内ダークファイバとの接続やコロケーションにおいても同様に、申込みから
1742 工事までの手続フローやそれらの標準対応期間が接続約款上で定められている。

1743



1744

1745

(出所)本研究会(第55回)資料55-7(令和4年3月11日)を基に作成

1746

【図7-2 局内ダークファイバ・コロケーション提供までのフロー】

1747

1748

加入光ファイバ等が提供される時期は、接続事業者等によるサービスの提供開始時期に直結し、利用者利便にも大きな影響があるところ、接続事業者等から、提供遅延が生じているとの指摘が上がっていた。

1751

具体的には、令和3年度の接続料改定等に係るNTT東日本・西日本の接続約款の変更認可(令和3年5月28日)に際して実施された意見募集において、接続事業者(ソフトバンク、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「SNC」という。))等から、NTT東日本・西日本の加入光ファイバ等の提供に遅延が生じている旨の意見が提出された。

1756

当該意見も踏まえ、情報通信行政・郵政行政審議会から、総務省からNTT東日本・西日本に対し、遅延の実態及び理由等について報告を求めるとの要請を行うことを求める旨の答申(同年5月28日)があったことを受け、総務省からNTT東日本・西日本に対し、令和元年度・2年度における以下の内容を報告するよう要請を行い(令和3年8月27日)、同年9月24日に報告があった。

1761

1762

- ・ 申込み～提供可能時期の回答／提供可能時期まで、提供可能時期～工事実施日までにそれぞれどの程度の期間を要したか。

1763

1764 ・ 接続約款上の標準対応期間を超過した件数がどの程度あったか(提供可能時期の
1765 回答/提供可能時期) 等。

1766

1767 これらの報告内容について、第55回会合において総務省から報告がなされ、加入
1768 光ファイバ、局内ダークファイバ及びコロケーションのいずれにおいても提供遅延が発
1769 生していることが判明したため、これらの原因・理由や運用の実態について、第57回会
1770 合においてNTT東日本・西日本及び接続事業者等からヒアリングを実施し、確認を行
1771 った。

1772

1773 2. 主な意見

1774 本研究会において示された関係事業者・団体及び構成員からの意見は以下のとおり
1775 である。

1776

1777 ① 事業者からの意見

1778

1779 <提供遅延の状況・利用者への影響について>

1780 ・ 開通までの期間短縮に向け各種取組みをこれまでも実施してきたところであり、
1781 標準対応期間の遵守に努めているところ。しかしながら昨今、これまでの光ファ
1782 イバ利用に加えて、5Gエリアの拡大に伴う基地局展開やリモートワーク促進によ
1783 る需要の急増に伴い非常に多くの申込みをいただいた場合や、接続事業者によ
1784 る申込みの記載事項に不足・不明点があり問合せ・再対応が必要な場合、光
1785 ファイバ通信の提供エリアを拡大する必要がある場合などにおいて、物理的な
1786 工事を伴う開通までに時間を要し、標準対応期間遵守率が低下しているエリア・
1787 時期が存在しており、改善に努めたい。【NTT東日本・西日本】

1788 ・ 加入ダークファイバ・局内ダークファイバ・コロケーションいずれも、各エリアにお
1789 いて現状でも標準対応期間を超過している。また、NTT東日本・西日本から「遅
1790 延理由、回答・提供可能時期の目途」について能動通知がない運用となっている
1791 (KDDIから遅延理由・回答時期目途等を問い合わせた場合においても、NT
1792 T東日本・西日本から回答されないケースが多い。)。【KDDI】

1793 ・ 顧客の利用開始希望日に合わせた提供・開通が困難。また、遅延理由等の情
1794 報不足により、顧客への適切な説明・コンサルティングが難しい。また、「利用開
1795 始希望日に通信サービスが利用できない」、「利用開始時期の目途・長期化理
1796 由が分からない」といった顧客からのクレームが発生している。【KDDI】

- 1797
- 1798
- 1799
- 1800
- 1801
- 1802
- 1803
- 1804
- 1805
- 1806
- 1807
- 1808
- 1809
- 1810
- 1811
- 1812
- 1813
- 1814
- 1815
- 1816
- 1817
- 1818
- 1819
- 1820
- 1821
- 1822
- 1823
- 1824
- 1825
- 1826
- 1827
- 1828
- 1829
- 加入ダークファイバは直近でも遅延傾向にあり、局内ダークファイバの遅延は約半年間継続しており、長期化している。また、コロケーションは電力リソース不足を理由とする提供不可が目立つ。【ソフトバンク】
 - 遅延発生の情報開示がないため、遅延状況を考慮したお客様とのスケジュール調整が困難であり、NTT東日本・西日本の加入ダークファイバ以外の代替手段の検討も行えない。また、遅延理由の説明が不足しており、遅延状況や回答目途が示されず、顧客に状況説明ができない。【ソフトバンク】
 - 工事稼働枠が不足しており、工事稼働に空きがない場合、顧客の希望日に工事できず、工事日確定に遅延が生じる。また、当日事故付¹⁶や工事の直前での延期が発生しており、工事日に接続を開始できず、顧客と合意していた納期を遵守することができない。【ソフトバンク】
 - 加入ダークファイバについて、①「申込み～提供可能時期の回答」、②「申込み～提供可能時期」の双方において、令和2年度以降遅延が継続。NTT東日本エリアでは、最悪期は脱しつつあるものの、令和3年度もシングルスターは遅延。NTT西日本エリアでは、標準対応期間を超える案件が多く継続している。また、顧客を待たせる期間(申込み～工事日)も長期化している。半年～1年といった非常に長い期間となるケースも発生。【SNC】
 - 顧客からの納期についての相談案件数は、令和2年度以降は東日本・西日本ともに増加。(システムトラブルのあったNTT西日本だけでなく)NTT東日本エリアでも、令和3年の繁忙期以降で大きな増加が見られた。特に、申込みから3ヶ月を超過した顧客からの連絡が増加している。【SNC】
 - 局内ダークファイバについては、納期平均日数が、NTT東日本・西日本ともに接続約款規定の1.5か月を超える月が多数発生。令和2年度以降は、遅延する案件が増加している。【SNC】
 - コロケーションについても、東日本エリアでは「設備提供日」で、西日本エリアでは「図面回答・提供可能日回答・設備提供日」の全てで平均日数が長期化している。【SNC】
 - 総じてNTT西日本エリアの方が東日本エリアより工事が遅く、工事日の約定が守られないケースが少なからず存在。慢性的に遅延しており、開通まで2～3か月かかるケースが多くある。また、そもそも取得可能な工事枠が少ない。開通まで2年近くかかった事例も存在。【JAIPA¹⁷】
 - 工事日の数日前に工事をキャンセルされる例が増えている。外部の事業者も含めて諸々手配していたものが無駄になるので、経済的にも非常に大きな痛手を

¹⁶ 芯線不良や工事ミス、設計ミス等で接続工事が完了できない事象のこと。

¹⁷ JAIPAからは、フレッツ光及び光サービス卸におけるNTT西日本エリアの状況として説明があった。

1830 負うことになるが、特に補償はされない。また、納期が決まらないために契約者
1831 が非NTT回線に申し込んだケースも存在。【JAIPA】

1832

1833 <改善に向けた取組・要望等 (i) 工事体制の確保・改善について>

1834 • 工事リソースの拡大は、中長期的な人員の採用・育成・維持が必要となり、相応
1835 の期間やコストがかかるため容易ではないものの、工事協力会社と連携して対
1836 応を進めていきたい。稼働逼迫エリアへのエリア間支援については、工事協力
1837 会社と調整をしているところ。【NTT東日本・西日本】

1838 • 接続事業者等との情報交換や申込み時期・エリアの平準化に向けた双方の各
1839 種改善に向けた取組等を通じて、工事を円滑に進められるようにしていきたい。
1840 【NTT東日本・西日本】

1841 • 納期未回答案件や工事枠不足の解消に向けた受付体制・工事枠の強化を求め
1842 る。また、一部エリアにて極端なリソース不足が発生しないよう設計・工事稼働班
1843 等の最適・効率的な配備を求める。【KDDI】

1844 • NTT東日本・西日本における、さらなる体制整備・強化の検討(体制強化・リソー
1845 スの柔軟運用・業務の効率化等。)を求める。【ソフトバンク】

1846 • 需要計画等における接続事業者との連携強化や重要拠点における個別リソー
1847 ス確認スキーム確立を要望。接続事業者側としても需要を定期的に伝えるなど、
1848 NTT東日本・西日本の体制強化や精度向上に向けた協力をしていく。【ソフトバ
1849 ンク】

1850 • (加入ダークファイバ・局内ダークファイバ・コロケーションそれぞれについて)需
1851 給バランスを予測した工事体制の強化を求める。接続事業者側としても、NTT
1852 東日本・西日本側の対応に合わせてできるところから協力し、情報の強化に努
1853 めていく。【SNC】

1854

1855 <改善に向けた取組・要望等 (ii) 接続事業者等・利用者への情報開示について>

1856 • 接続事業者からは、工事の提供状況や時期に関して、必要などきに必要な情報
1857 を得られず、顧客との対応に際して説明しにくいという声も聞いており、開示の
1858 方法を検討し、最終的に利用者や接続事業者が困らないように、開示の方法等
1859 を工夫し、対応していく。【NTT東日本・西日本】

1860 • 納期回答の時期及び提供可能時期が、現行接続約款に規定されている標準対
1861 応期間を超過する案件において、以下の追加対応を求める。【KDDI】

1862 ➤ 標準対応期間内で回答不可である旨の能動的な通知。

1863 ➤ 上記通知時に回答・開通遅延の理由及び回答・開通見込時期の内容を通
1864 知。

- 1865 • 納期回答における標準対応期間の延長期限の設定を要望(例:接続申込後、
 1866 標準対応期間(21日)を超過する場合、「60日以内」までには回答を実施すると
 1867 という期限設定。)。また、上記対応を実施・遂行するための担保措置を求める。
 1868 **【KDDI】**
- 1869 • 顧客と開通時期を調整する上で、エリアごとの遅延状況や遅延理由、平均納期
 1870 回答期間は必須となるため、事前に開示し、週次で公開・更新することを要望。
 1871 また、エリア別納期回答状況の、定期的な総務省への報告及びその公表を求め
 1872 る。**【ソフトバンク】**
- 1873 • 顧客に説明するための(NTT東日本・西日本における)より詳細な情報提供に
 1874 係る仕組みづくりを求める。また、(NTT東日本・西日本において、)工事が長期
 1875 化するパターンと、その平均納期の情報公開を求める。**【SNC】**
- 1876 • 光卸やフレッツNGN工事の申込から開通までの期間の分布状況をNTT東日
 1877 本・西日本において四半期毎に公表するとともに、その期間の目標値を合わせ
 1878 て公表し、当該目標を達成するために講じている施策について説明することを
 1879 求める。**【JAIPA】**
- 1880 • 昨年度に発生したNTT西日本のシステムトラブルの影響による工事遅延と同様
 1881 に、遅延状況について事業者やプロバイダーと情報共有するとともに、遅延改
 1882 善の運用体制を構築することを求める。また、繁忙期等の事由により著しい遅延
 1883 が発生する場合には、遅延の予測を事前に公表し、広く顧客に広報することを
 1884 求める。**【JAIPA】**
- 1885
- 1886 <改善に向けた取組・要望等 (iii)その他>
- 1887 • 接続事業者やその顧客のニーズに最大限応えられるよう、以下の取組を通じて、
 1888 円滑な開通工事の実現をはじめとした接続事業者にとっての利便性向上に取り
 1889 組んでいく考え。**【NTT東日本・西日本】**
- 1890 ➤ 受付から開通までのプロセスにおいて、現在では手運用による対応も多く存
 1891 在するところ、DXを通じた運用手続きのシステム化を加速していく等の更なる
 1892 効率化の取組。
- 1893 ➤ 申込み内容の精度向上(申込み後のキャンセル抑制)等に向けた、接続事
 1894 業者とのコミュニケーションに基づく、申込～開通の各フェーズにおける双
 1895 方の各種改善に向けた取組。
- 1896 • NTT西日本のみ、施工会社と接続事業者で事前工事の日程調整を行う必要が
 1897 あり、この部分が施工会社に依存して工事が遅延する一因となっている。また、
 1898 顧客への説明に際しては、遅延理由としてNTT東日本・西日本の名前を出せ
 1899 ず、対応に苦慮している。**【SNC】**

- 1900 • 予見性を高め、より安定した納期を実現するための接続約款見直しを求める。
- 1901 【SNC】
- 1902 • 設計ミス等を生まないための更なるオペレーション改善(現場情報の設計業務への確実な反映、問題発覚時の早急なリカバリ対応等)を求める。【ソフトバンク】
- 1903
- 1904 • NTTグループ優遇が生じていないかの検証(市場検証の取り組みを通じたNTT
- 1905 Tグループ優遇検証)を求める。【ソフトバンク】
- 1906

1907 ② 構成員からの意見

- 1908
- 1909 • 遅延によって、誰がどれだけ困っているのかを把握することが重要。これだけブ
- 1910 ロードバンドが生活インフラとして必要になっている時代において、利用者が申
- 1911 込みをしてから、例えば3週間や1か月遅れることで、どのような影響があるのか。
- 1912 利用者に対しては相当な迷惑がかかっているのではないか。また、実際にサー
- 1913 ビスを提供する事業者としても、利用者との関係の中で非常に苦勞しているの
- 1914 ではないか。この問題がどうして起こっているのか、どうすれば改善できるのかとい
- 1915 った点について、しっかりと議論する必要がある。
- 1916 • コロナ禍において、ブロードバンドの需要が非常に増えている一方で、利用者の
- 1917 住居に入って工事を行いにくなくなったことも、この問題に影響を与えているので
- 1918 はないか。
- 1919 • 消費生活相談においても、納得できる説明がないまま、非常に長い期間工事を
- 1920 待たされているという相談が相当数入っている。接続事業者も、NTT東日本・西
- 1921 日本から回答がないといった事情は利用者に対して説明できないため、利用者
- 1922 にとっては余計に、要領を得ない説明になってしまっている。もう少し納得できる
- 1923 説明ができるような仕組みがないと、接続事業者がせっかく顧客を獲得しても、
- 1924 顧客からすればよく分からない理由で、工事が何か月もできない状況になってし
- 1925 まっており、大変残念に思う。
- 1926 • アクセス工事が必要な場合には、NTT東日本・西日本のホームページ等で、利
- 1927 用者に対してその旨を開示すれば、利用者としても、自宅の近くまで回線が来
- 1928 ていないということ把握でき、苦情につながりにくくなるのではないか。他方で、
- 1929 接続事業者から申し込まれた住所にミスがあるということや、工事直前のキャン
- 1930 セルが多いといった事業者間のトラブルについては、各事業者が気をつければ
- 1931 改善できる余地があると捉えており、自主的な改善を期待したい。
- 1932 • 利用者に対する情報提供が重要。開通までの予定期間や、遅延が発生した際
- 1933 の理由や今後の予定といった情報は、利用者にとって当然提供すべき情報であり、情
- 1934 報提供のための何らかの仕組みやルールを考える必要があるのではないか。事
- 1935 業者間で議論・協力すれば、改善できる課題だろう。

- 1936 • 工事前キャンセルが相当数発生しているが、その原因は、接続事業者側である
1937 程度分かっているのではないかと思われ、NTT東日本・西日本ともすり合わせ
1938 をした上で、原因を究明すべきではないか。NTT東日本・西日本側と接続事業
1939 者側、それぞれに原因があるのではないかと思われるが、両者間でうまく情報が
1940 流れていないのではないか。
- 1941 • NTT東日本・西日本側にとって必要となる情報が、過不足なく接続事業者側が
1942 提出する申請書に記載されているかといった観点から、(NTT東日本・西日本と
1943 接続事業者双方の)運用フローについても一度しっかりと見直すべき。
- 1944 • 手運用が多いということに驚きを覚える。デジタル化を進めることで、NTT東日
1945 本・西日本と接続事業者間の情報伝達も含め、手続の大部分が迅速化するの
1946 ではないか。

1947

1948 3. 考え方

1949 <提供遅延の状況・利用者への影響について>

1950 NTT東日本・西日本からの報告や接続事業者等へのヒアリングを通じ、接続約款
1951 に定められた標準対応期間を超過する提供遅延が加入光ファイバ、局内ダークファイ
1952 バ及びコロケーションのいずれにおいても発生しており、さらにその状況は直近(令和
1953 3年度)においても継続していることが明らかになった。

1954 また、NTT東日本エリア・NTT西日本エリアを比較すると、令和3年にNTT西日
1955 本で発生したシステムトラブル以前であっても、NTT西日本エリアの方が、より遅延が
1956 発生している傾向にあることが明らかになった。

1957 さらに、この遅延に関して、提供遅延の発生自体のみならず、NTT東日本・西日本
1958 から接続事業者等への情報提供の不足が、利用者から接続事業者等へのクレームや
1959 問合せにつながっていることも明らかになった。

1960 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、生活に必要不可欠なインフラとしての
1961 固定ブロードバンドの需要が増大する中、利用者へ与える影響を最小限のものとする
1962 ため、NTT東日本・西日本のみならず、接続事業者等を含めた関係事業者間におい
1963 て協力・協調し、提供遅延やそれに関する情報提供の不足といった状況を解消してい
1964 くことが重要である。

1965 特にNTT東日本・西日本においては、手続及び設備検討・構築の運用改善や開
1966 通リソースを最大限活用するための取組など、これまで同社が行ってきた取組につい
1967 て、より積極的に取り組むことが必要である。

1968

1969 <改善に向けた取組・要望等 (i) 工事体制の確保・改善について>

1970 接続事業者から提出される需要計画も考慮の上、NTT東日本・西日本は工事体制

1971 を構築しているところ、より実態に沿った体制を構築できるようにするために、どの程度
1972 の精度・タイムスパンの需要計画が提出されれば、NTT東日本・西日本においてより
1973 効果的な需要予測を行えるようになるか、まずは事業者間において、これまで以上に
1974 協議を進めることが適当である。また、NTT東日本・西日本が現在行っている稼働逼
1975 迫エリアへの稼働支援についても、継続して行うことが適当である。

1976 さらに、申込み時期・エリアの平準化に向けた、NTT東日本・西日本及び接続事業
1977 者双方の各種改善のための取組等については、NTT東日本・西日本において、各接
1978 続事業者と、具体化のための協議を進めることが適当である。

1979

1980 <改善に向けた取組・要望等 (ii) 接続事業者等・利用者への情報開示について>
1981 接続事業者等から要望のあった、
1982 ▶ 遅延発生時に、遅延の理由や開通時期の見込み等をNTT東日本・西日本側か
1983 ら能動的に通知すること、
1984 ▶ エリアごとの逼迫状況を事前に開示したり、工事が長期化するパターン及びその
1985 標準的な納期を公開すること、
1986 については、これらの情報が接続事業者等やその利用者にとって非常に重要である
1987 ことから、NTT東日本・西日本から接続事業者等に対して、そのような情報等の通知
1988 や開示等を行うことが必要である。

1989 そのような取組の早期実現に向け、NTT東日本・西日本において、事業者間協議を
1990 通じて接続事業者等の要望を丁寧に聞き取りつつ、速やかに検討を進めることが適
1991 当である。

1992

1993 <改善に向けた取組・要望等 (iii) その他>
1994 NTT東日本・西日本から「接続事業者と協議を進めたい事項」として提示のあった、
1995 申込みキャンセル抑制のための取組については、NTT東日本・西日本において、各
1996 接続事業者と事業者間協議を進めることが適当である。

1997 また、運用の効率化のためのシステム化についても、NTT東日本・西日本において、
1998 実現に向けた検討を進めることが適当である。

1999 さらに、NTT東日本・西日本側にとって必要となる情報が、過不足なく接続事業者
2000 側から提出・提供されているかといった観点も含め、双方の適切な運用フローにつ
2001 て検討するため、NTT東日本・西日本において、各接続事業者と事業者間協議を進
2002 めることが適当である。

2003 そのほか、NTT東日本・西日本間の運用の差異や、利用者に対して接続事業者が
2004 遅延の説明を行う際に、NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できない
2005 ことなど、接続事業者から指摘があった点については、最大限、接続事業者側の利用
2006 者対応の事情に配慮しつつ合理的な運用が行われるよう、双方の認識合わせも含め

2007 事業者間協議を進めながら、必要に応じて改善を図ることが適当である。

2008

2009 <取組のフォローアップ等について>

2010 NTT東日本・西日本における上記の取組状況や、それを踏まえた接続事業者等の

2011 対応状況について、事業者間協議の進展状況も含め、フォローアップが着実に行わ

2012 れることが必要であり、そのために、総務省からNTT東日本・西日本に必要な要請を

2013 行うことが適当である。

2014 また、これらの取組の結果も踏まえた申込み状況の推移及び遅延状況の改善の程

2015 度や、事業者間協議の結果どのような改善が図られたかなどについて、総務省におい

2016 て引き続き注視することが適当である。その際、NTT東日本エリア及びNTT西日本

2017 エリア間の遅延状況等の差異についても、併せて注視する必要がある。

2018 なお、今後フォローアップを実施してもこれらの状況に改善が見られない場合には、

2019 その要因を検証した上で、接続約款の変更も含めたさらなる対応を検討することが必

2020 要である。